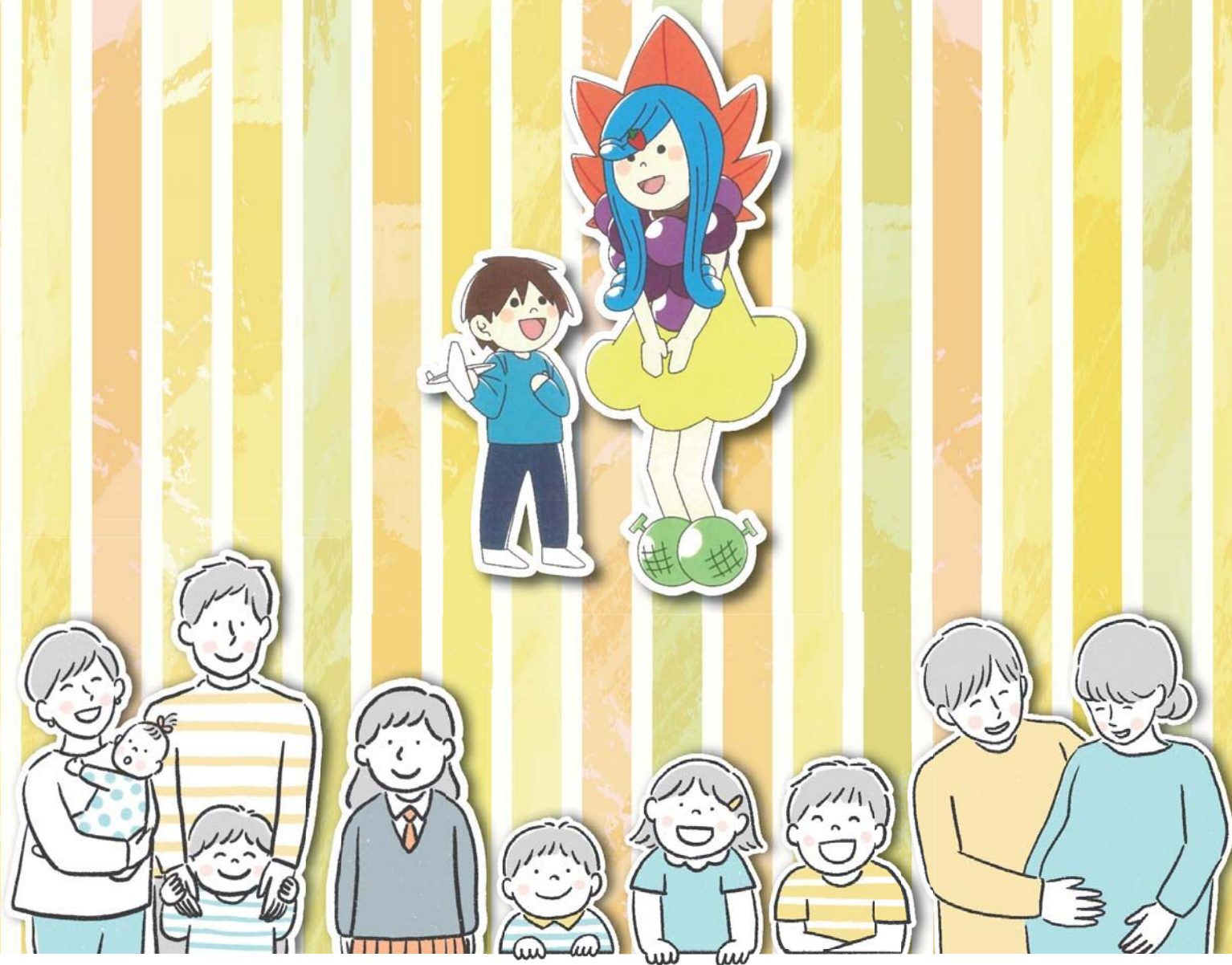


第6次 ばりっ子すくすく計画

～子どもの健全育成に関する基本計画～



令和7年3月
名張市



目 次

第1章 計画の概要	1
1. 改定の背景	1
2. 趣旨	1
3. 見直し	1
4. 見直し内容	2
5. 性格	2
6. 構成	2
7. 期間	3
8. 対象	3
9. 位置付け	3
10. 推進体制	4
第2章 子どもと子育て家庭を取り巻く状況	5
1. 少子化の状況	5
2. 名張市における子どもや子育て家庭の状況	7
3. 市民の日常生活における満足度や考え方	8
4. 子どもの権利に関するアンケート調査結果	10
第3章 計画の基本的な考え方	12
1. 基本理念	12
2. 基本的視点	12
第4章 行動計画に基づく取組	14
I 生きる	14

Ⅱ 育まれる	16
Ⅲ 守られる	22
Ⅳ 参加する	25
「自治体こども計画策定のためのガイドライン」と 「ばりっ子すくすく計画」との整合表	28
第5章 需要量の見込みと確保の取組	30
1. 教育・保育提供区域の設定	30
2. 教育・保育の需要量及び確保の方策	30
3. 地域子ども・子育て支援事業の需要量及び確保の方策 ...	32
参考資料	38
1. 関係条例・規則等	38
2. 「ばりっ子すくすく計画（第6次）」策定経過	44

第1章 計画の概要

1. 改定の背景

国において、全てのこどもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的として、令和5年4月に「こども基本法」が施行されました。こども基本法に基づき、こども政策を総合的に推進するため、こども施策の基本的な方針等を定める「こども大綱」が令和5年12月に閣議決定されました。

こども大綱では、全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神に則り、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態(ウェルビーイング)で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」を目指すとしています。

また、こども基本法において、市町村はこども大綱並びに都道府県こども計画を勘案して「市町村こども計画」を作成することに努めることと規定され、「こどもまんなか社会」の実現のために、取り組むべきことを計画に盛り込むことが求められています。

2. 趣旨

本市では次世代を担う社会の宝である子どもたちの権利を保障し、心身共に健全に育むことを目的に平成18年3月に議員提案により「名張市子ども条例」(以下「条例」といいます。)を制定しました。この条例の下、平成21年3月に具体的にどのように行動していくべきかをまとめた「ばりっすくすく計画」(以下「基本計画」といいます。)を策定し、その後3年ごとに見直しを行いつつ、各種施策の全庁的な取組を推進してきました。

こうした中、我が国の子どもを取り巻く環境は、本格的な少子高齢社会を迎え、ライフスタイルの多様化、核家族化、地域のつながりの希薄化が進むなど、大きく変化しており、本市においては、生活困窮、虐待、不登校、子どもの貧困、ヤングケアラー、DVなどの複合的な課題を有する家庭に対し、本市が誇る地域力と多機関協働による包括的支援を組み合わせ、名張市地域福祉教育総合支援ネットワークにより、どこからでも必要な支援につながる体制を整備しています。

しかしながら、児童虐待に関する相談や通告は増加傾向にあり、児童虐待の未然防止・早期発見・早期対応のため、妊産婦や乳幼児の保護者、不安を抱えた子どもやその家庭からの相談、乳幼児期から切れ目のない健康の保持・増進に関する包括的な支援を提供していく必要があります。さらに、不登校やひきこもりなど、学校や家庭ではありのままの自分を出せない子どもや若者が安心して過ごせる居場所づくりを進め、将来の自立に向けた力を育む取組についても重要となってきています。

そうしたことから、本計画は、これまでの基本計画の基本的な方向性を踏襲しつつ、令和5年4月に制定された、こども基本法第10条第2項に規定される市町村こども計画として位置付け、こども基本法に基づく子ども施策の基本的な方針等を定める「こども大綱」や「三重県こども計画」を勘案しながら、更なる施策の推進に取り組みます。

3. 見直し

第5次計画までは3年ごとに見直しを行っていましたが、こども大綱の計画期間が5年であることから、こども基本法に定められた、市町村こども計画に位置付ける本計画についても、第6次計画からは計画期間を5年とします。

計画の見直しについては、条例に規定する子ども健全育成推進本部の作業部会として位置付ける「子ども・子育て支援庁内検討会」を経て、子どもの権利を保障するために設置された「名張市子ども権利委員会」において、見直しのための協議を行ってきました。

また、基本計画の見直しに当たり、その検討資料とするために、子どもの権利に関する実態・意識についてのアンケート調査を実施しました。

調査は、令和6年5月に市内小中学校の児童生徒のうち、小学5年生及び中学2年生を対象に実施し、合計1,097件の回答がありました。

4. 見直し内容

基本計画策定時において、子どもを健全に育むための6つの主体(市、市民、事業者、保護者、関係施設、子ども)がそれぞれの役割の中で、子どもの大切な4つの権利(生きる、育まれる、守られる、参加する)を保障し、子どもを健全に育成するために取り組んできましたが、その取組を着実に引き継いでいくことが重要であることから、基本計画の基本的な考え方の変更は行わないこととしました。

ただし、こども大綱や三重県こども計画を勘案し、18歳未満の子どものみならず、20歳代や30歳代の若者への支援も含んだ、妊娠前、妊娠期、乳幼児期、学童期、思春期、青年期といったライフステージを通した施策とライフステージに応じた施策、また、子ども・若者及びその家庭の状況に応じた施策を展開するに当たり、主に市や関係施設が実施する行動計画に反映するよう見直し及び整理を行い、「ばりっ子すくすく計画(第6次)(素案)」を策定しました。

5. 性格

条例では、子どもを健全に育むために、大きく6つの主体、すなわち、市、市民、事業者、保護者、関係施設及び子どもについて、その役割を定めています。(以下、市民を「地域」、事業者を「企業」、保護者を「家庭」、関係施設を「学校等」といいます。)



市民一人ひとりが、子どもを育てる当事者として役割を自覚し、まずはできることから始め、本市が「社会全体で子どもを育てていくまち」として、互いに協働し、次世代を担う子どもたちを幸せに、健やかに育むことを目指します。

6. 構成

基本計画では、子どもの大切な4つの権利(生きる、育まれる、守られる、参加する)を基本的な視点として市、地域、企業、家庭、学校等、子どもの取組を計画としてまとめました。

地域、企業、家庭、子どもの行動については「行動指針」、市、学校等の取組については「行動計画」という形で表し、全体として「ばりっ子すくすく計画」としています。

それぞれで取り組むべき具体的な行動項目のうち、地域、企業、家庭、子どもについては、「行動指針」として自主的に取り組む方向を例示しています。一方、市と学校等については、自らの取組事項であることから、「行動計画」として体系化し、各取組の推進を図っていきます。

7. 期間

- ・基本計画の計画期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。
- ・毎年、基本計画の進捗状況を議会へ報告するとともに、市民に公表します。

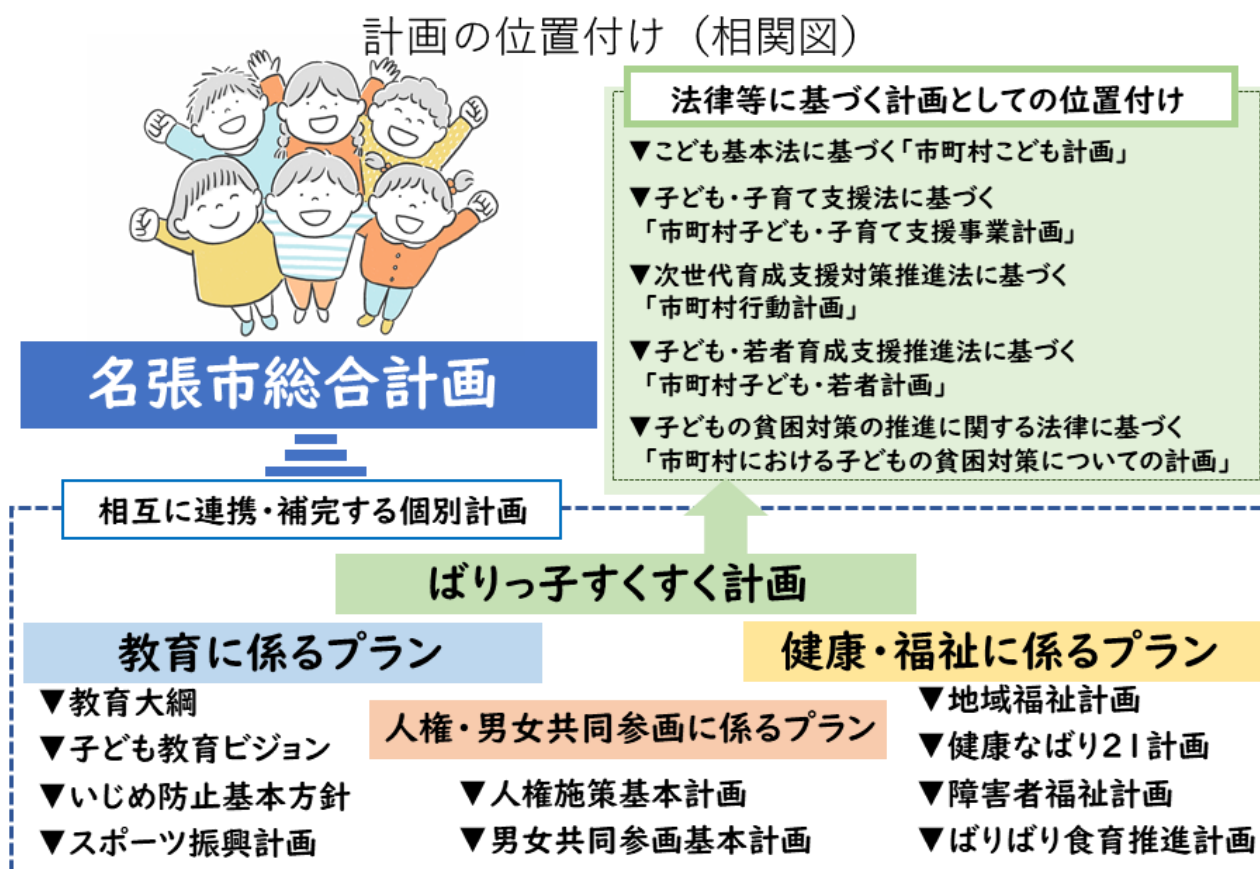
8. 対象

妊娠前を含む妊娠期、子ども及び20歳代までの青年並びにその家庭を対象としており、施策の内容によっては30歳代までの若者並びにその家庭も含みます。

9. 位置付け

本市では、令和5年度から令和14年度までの10年間を計画期間とする名張市総合計画「なばり新時代戦略」を策定し、「おこす」を重点プロジェクトのキーワードとして、「はぐぐむ」「つなぐ」「つくる」「すすめる」「ささえる」「ととのえる」「まもる」に整理した基本施策の推進に取り組んでいます。

基本計画は、名張市総合計画に沿い、子どもの権利を尊重し、子どもを健全に育成するために、多様な主体が協力、連携し、子どもを育てるための行動計画及び指針を定めています。また、名張市地域福祉計画や名張市子ども教育ビジョンをはじめとした本市の教育、人権・男女共同参画及び健康づくりに係る各種計画などと整合を図り、こども基本法に基づく「市町村こども計画」のほか、子ども・子育て支援法に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」、次世代育成支援対策推進法に基づく「市町村行動計画」、子ども・若者育成支援推進法に基づく「市町村子ども・若者計画」、子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく「市町村における子どもの貧困対策についての計画」として位置付けます。



10. 推進体制

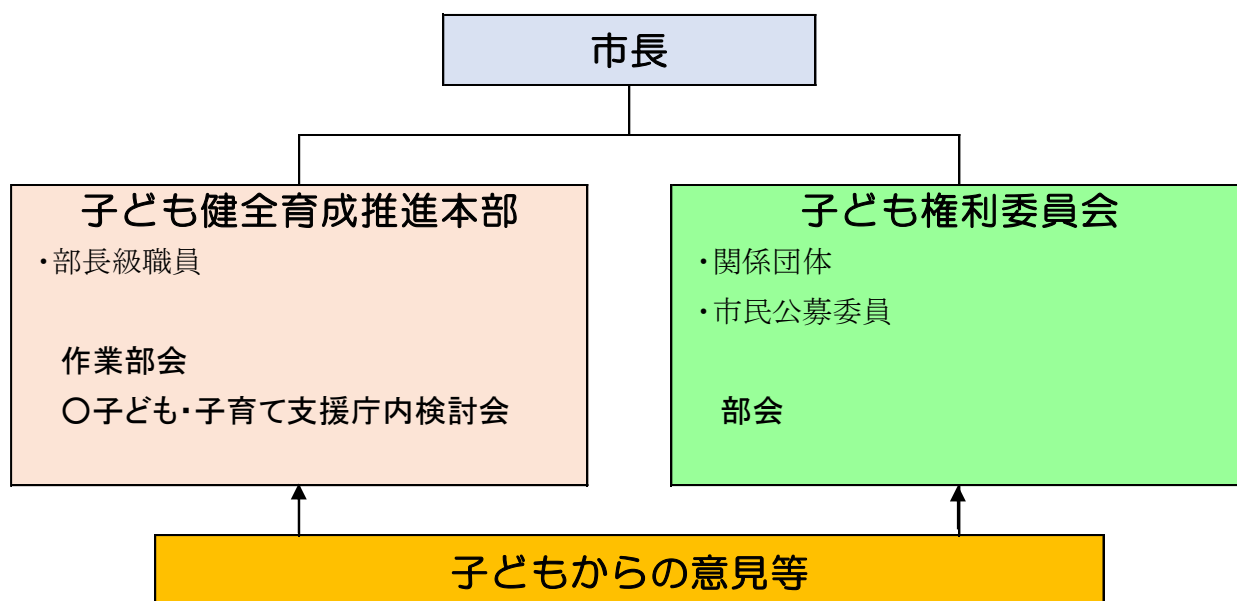
(1) 庁内における推進体制

基本計画に基づく施策を推進するための調整・協議は、各関係室において実施することとしますが、全庁的かつ総合的に推進していく取組については、「子ども健全育成推進本部」及び「子ども・子育て支援庁内検討会」において調整・協議します。

(2) 市民参加組織の設置

条例の規定に基づき、子どもに関する施策における子どもの権利の保障の状況について調査審議するために、人権、教育、福祉等子どもの権利に関する分野における学識経験者等や市民が参加する「名張市子ども権利委員会」を設置します。

推進体制図

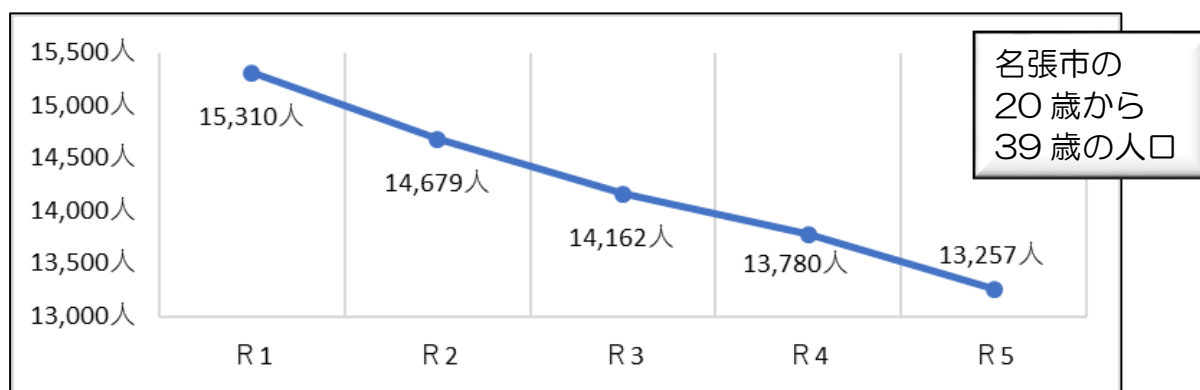
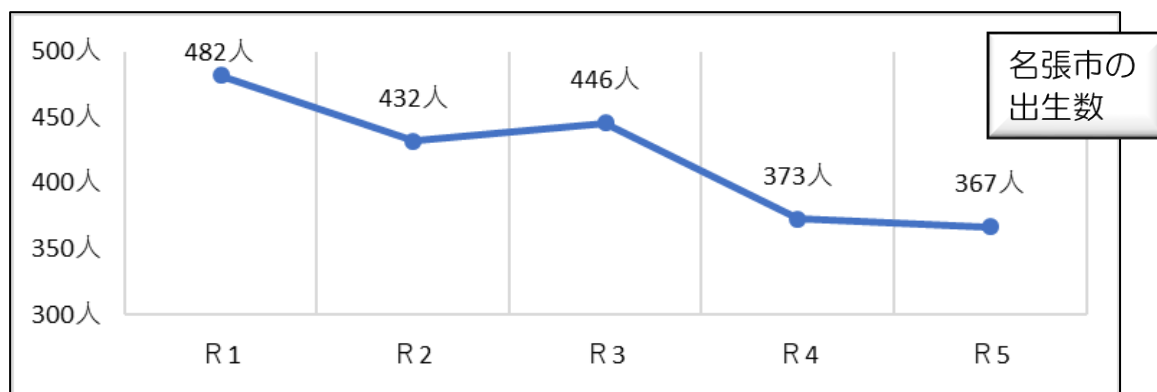
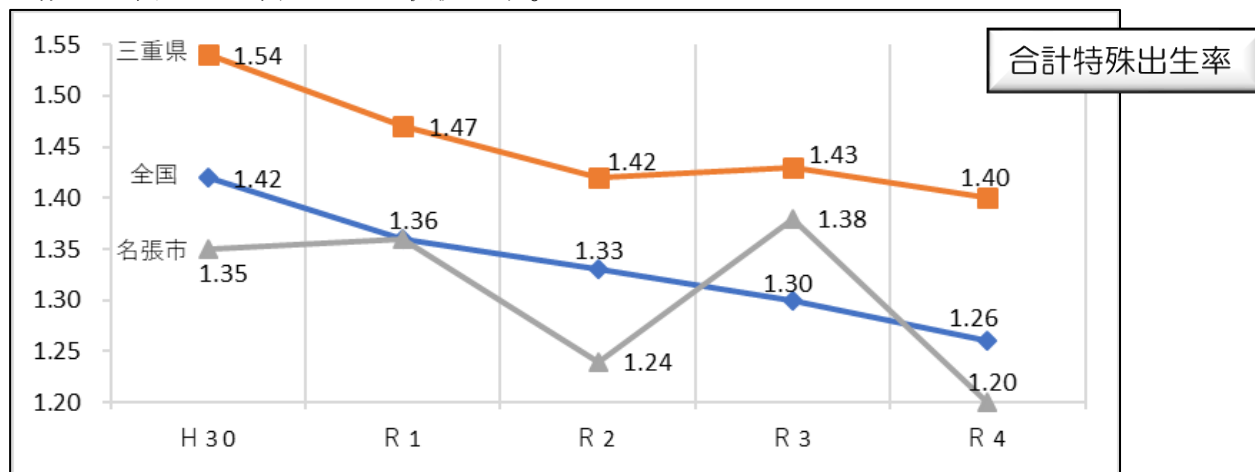


第2章 子どもと子育て家庭を取り巻く状況

1. 少子化の状況

日本は少子高齢化が進み、人口減少が問題となっています。人口動態の出生の傾向をみる場合の主要な指標「合計特殊出生率」も減少し続けており、女性の社会進出や結婚・家族に対する価値観の多様化などによる非婚化・晩婚化が影響を与えていると考えられています。

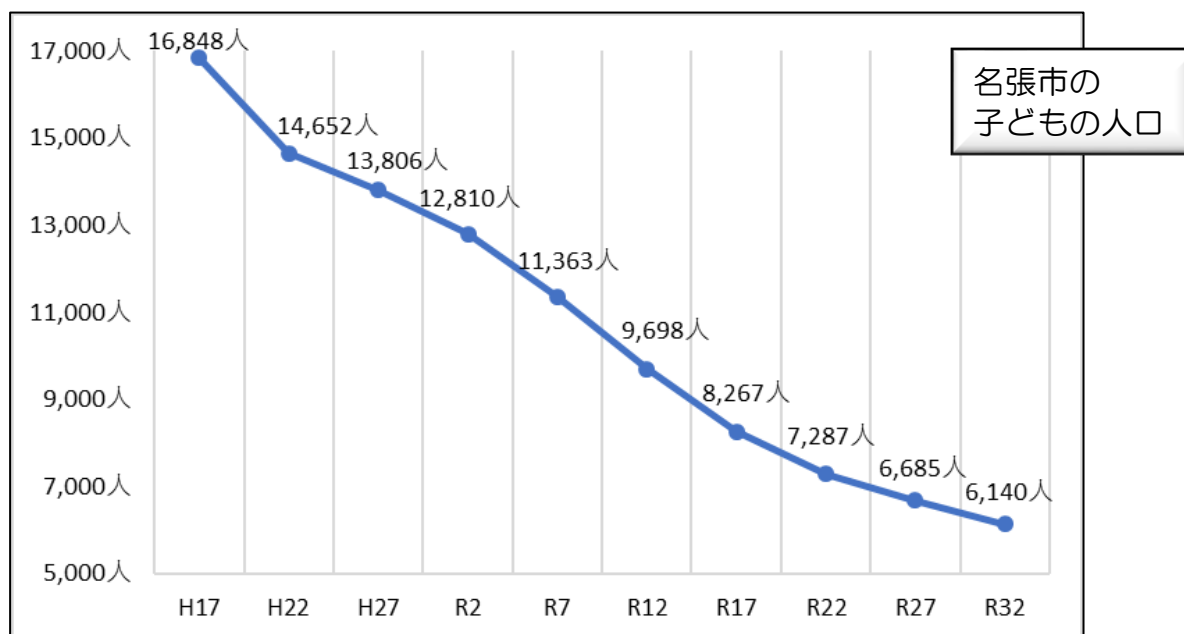
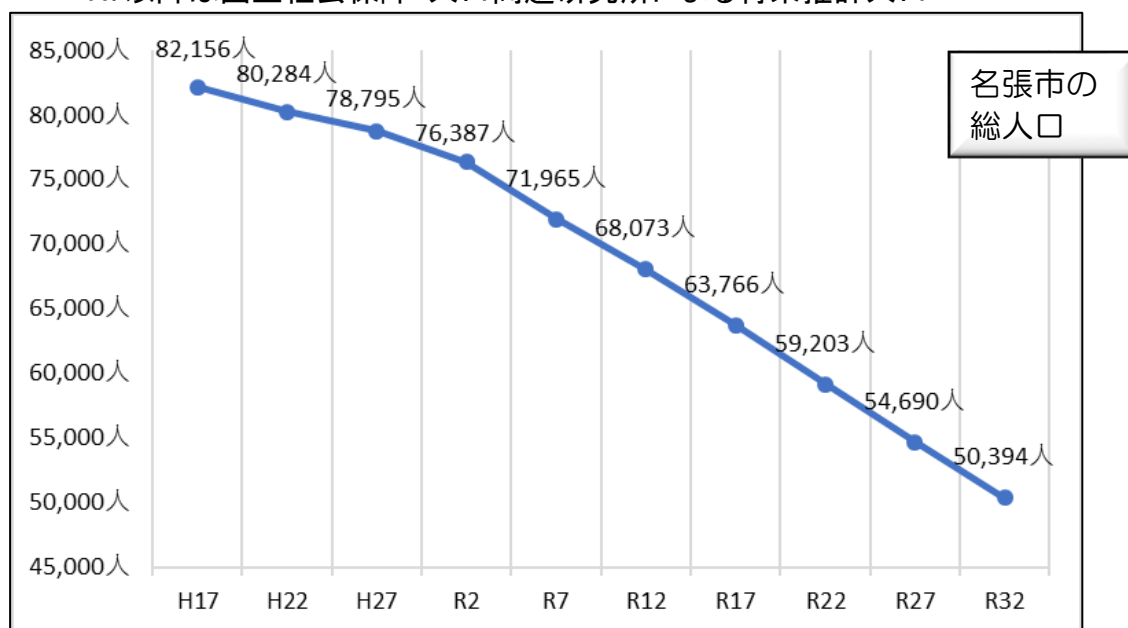
名張市では、平成26年度から名張版ネウボラ事業で妊娠・出産・育児の切れ目のない支援を実施し、育児環境を地域全体で見守れる体制整備を行ってきましたが、人口構成の推移では、20代、30代の人口減少が進んでいることに加え、少子化の社会要因により出生数の減少に歯止めが掛からない状況です。



【人口の推計】

※ R2までは国勢調査による実績値

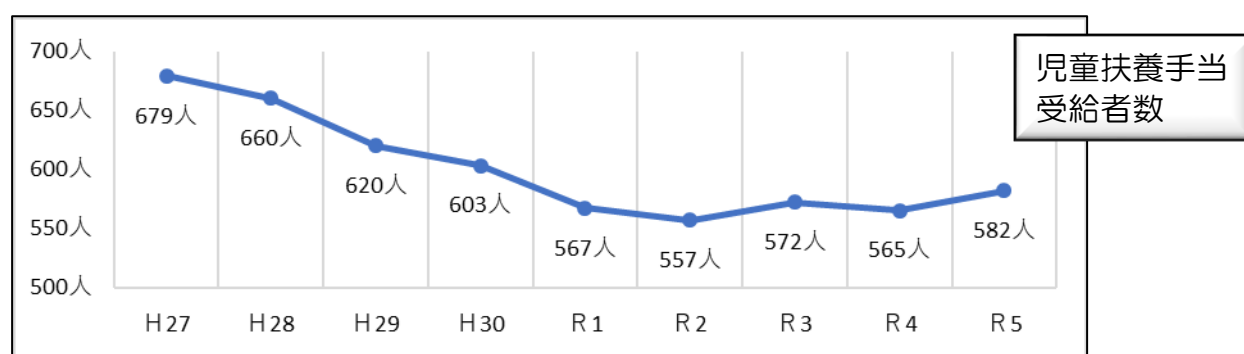
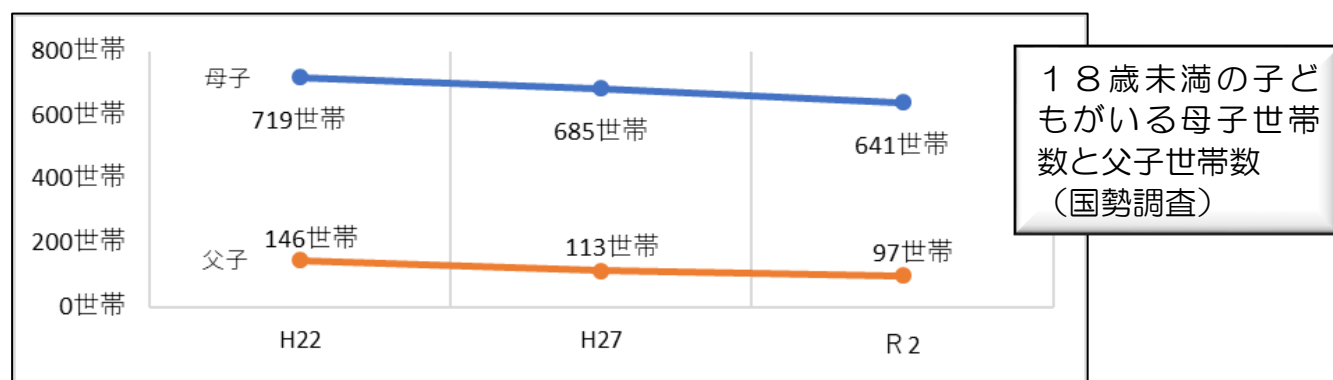
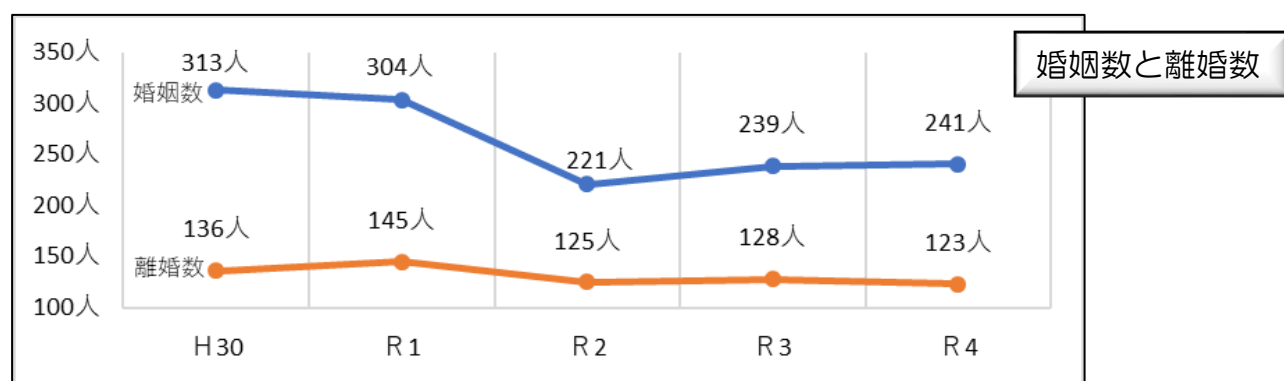
R7以降は国立社会保障・人口問題研究所による将来推計人口



2. 名張市における子どもや子育て家庭の状況

新型コロナウイルス感染症の感染拡大が大きく影響し、令和2年の婚姻数はコロナ前に比べ約3割減少し、その後は緩やかに回復しているものの、コロナ前の水準には遠く及ばない状況です。

18歳未満の子どもがいる母子世帯及び父子世帯は、共に減少傾向となり、児童扶養手当受給者についても令和2年度までは減少していました。しかし、新型コロナウイルス感染症の感染拡大及び物価高騰などが、ひとり親世帯の所得に影響を及ぼした令和3年度以降、児童扶養手当受給者は増加傾向に転じています。



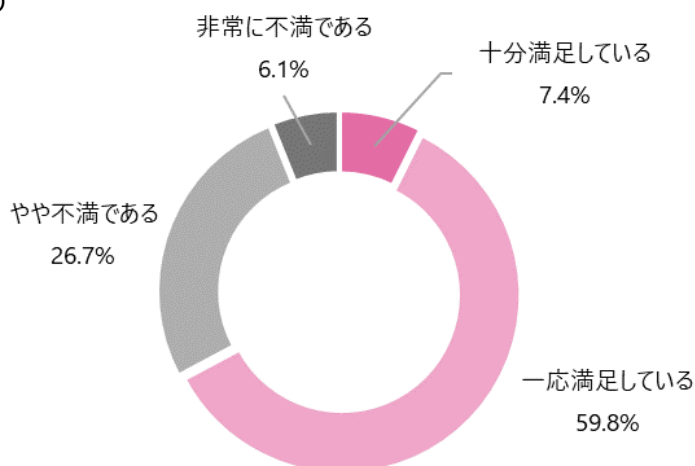
※児童扶養手当…ひとり親家庭の生活の安定と自立のために支給されます。

3. 市民の日常生活における満足度や考え方 ～市民意識調査(令和6年2月実施)より～

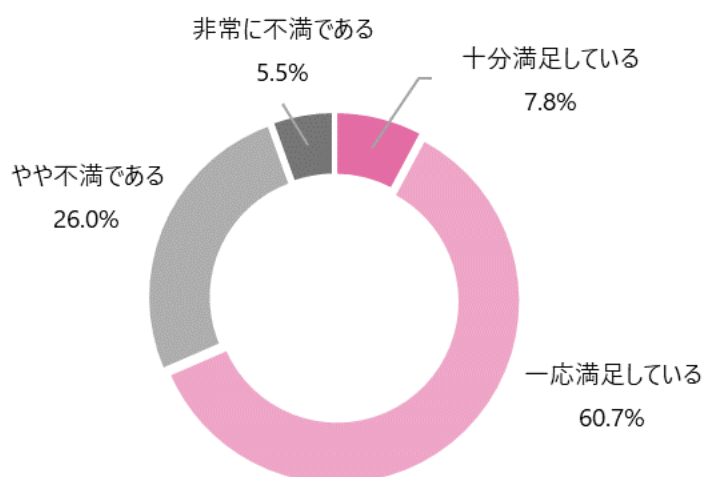
妊娠前から学童期までの福祉サービスや教育環境については約3割、地域の医療体制については約4割の方が不満と感じています。

また、約82%の方が「男は仕事、女は家庭といった男女の固定的な役割分担に同感しない」と考えており、令和4年11月に内閣府が実施した「男女共同参画社会に関する世論調査」における同様の質問の「同感しない」割合の約64%を大きく上回っています。

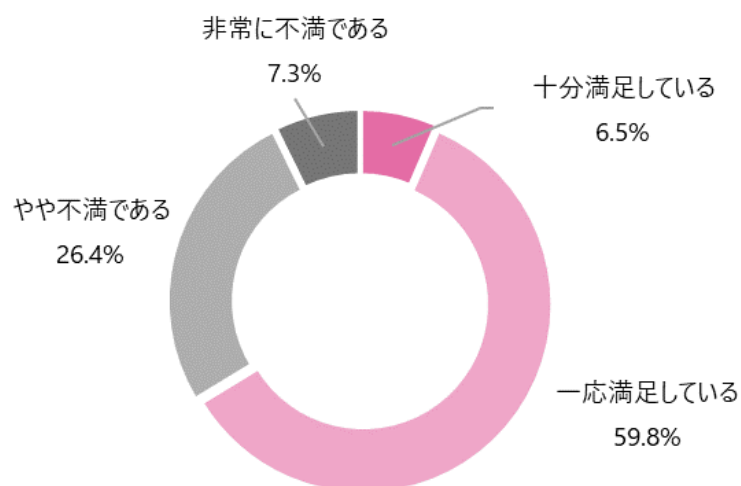
①妊娠期の支援や産後ケア等の 妊産婦、乳幼児への支援



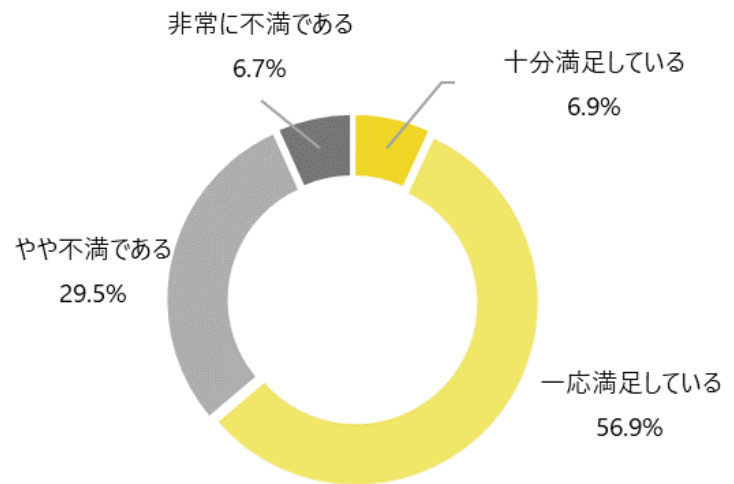
②市内の保育施設や子育て サービス、相談窓口等の 子育て支援



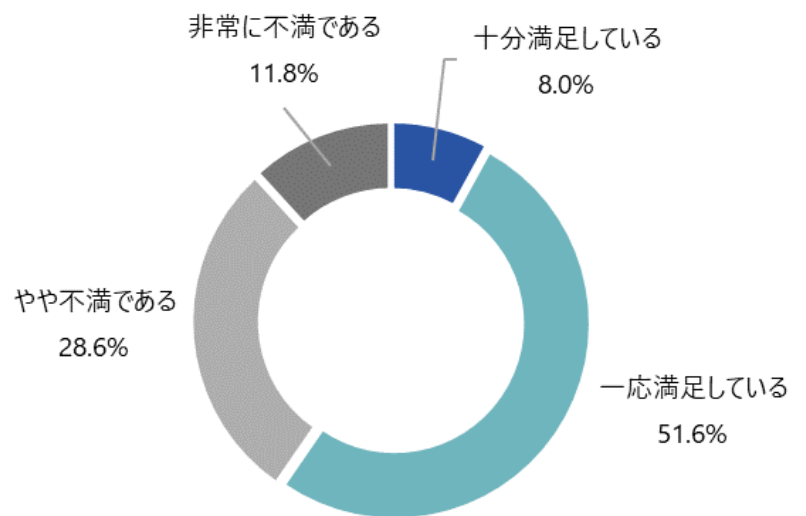
③市内の小・中学校の施設・ 設備や教育内容等の教育 環境



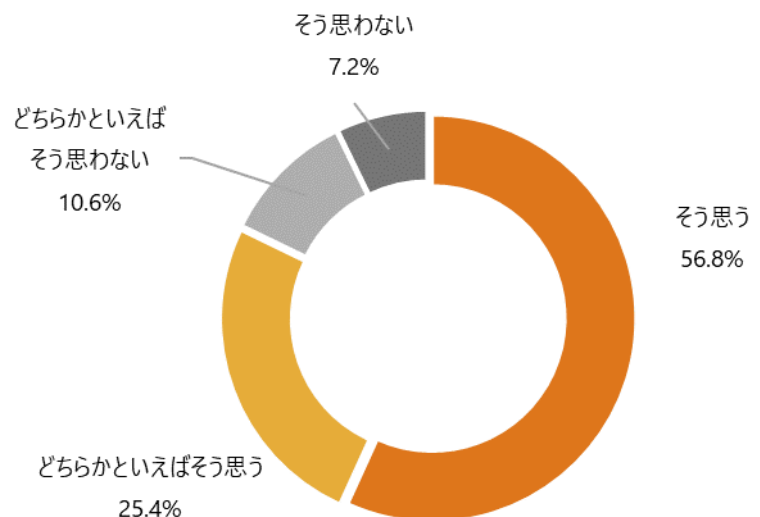
④市の保健・医療・福祉に関する情報提供や相談支援



⑤地域医療機関（開業医や公立病院等）での、現在の医療体制



⑥男は仕事、女は家庭といった男女の固定的な役割分担に同感しない

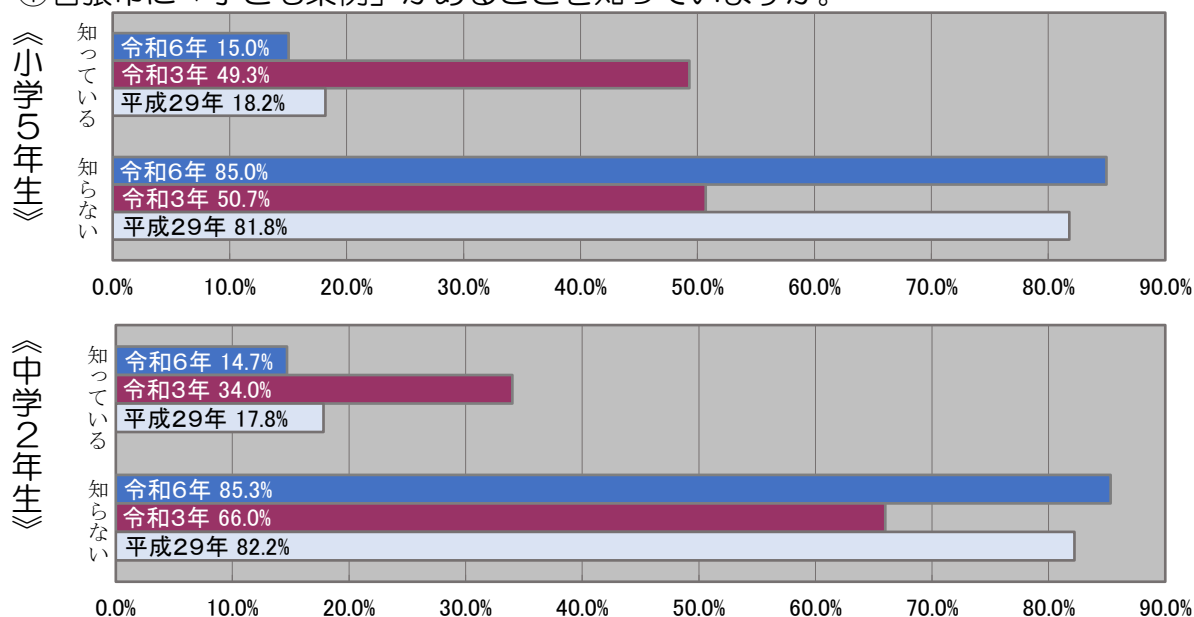


4. 子どもの権利に関するアンケート調査結果 （令和6年5月実施）

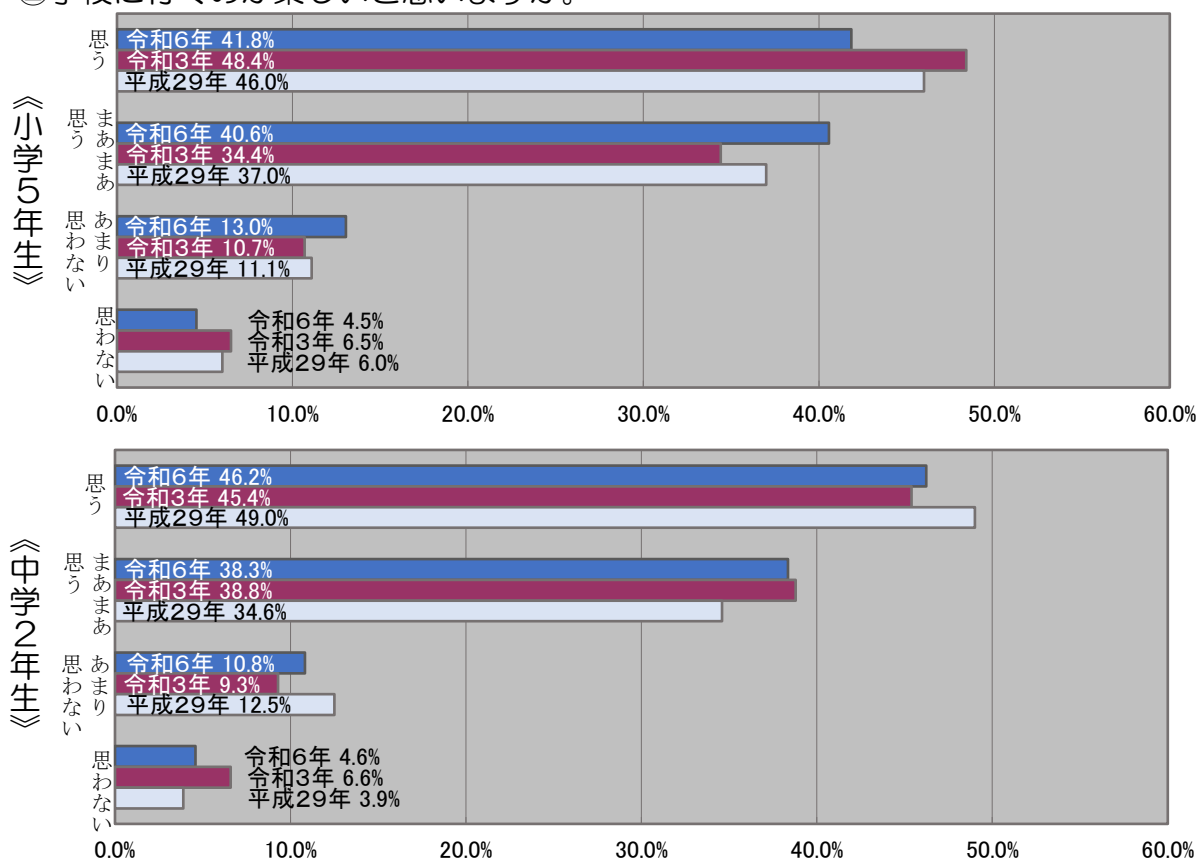
子ども条例の認知度は、前回調査と比べるとかなり下回りましたが、質問内容を見直し、予備知識を例示せず、認知について質問するという形に戻したことが大きく影響したと考えられます。

また、小・中学生共に、1割強の子どもたちが「学校に行くことを楽しくない」と答えており、自分の住んでいるまちづくりに子どもの意見を聞いてほしいと答える割合は、徐々に減少傾向となっています。

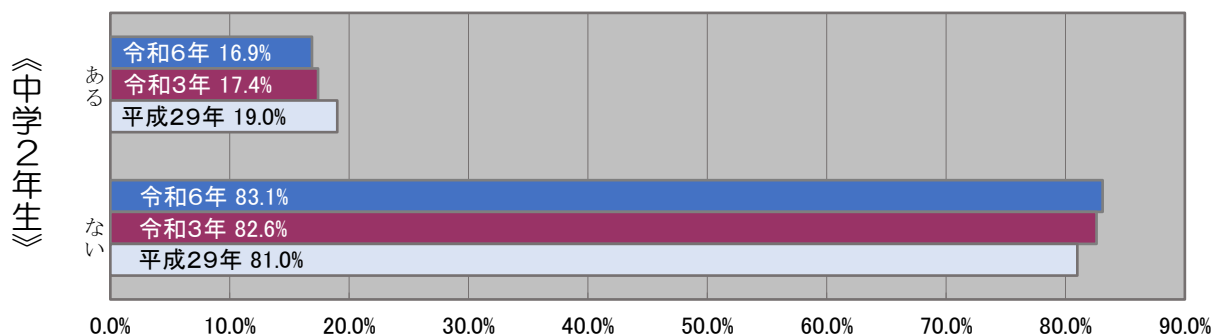
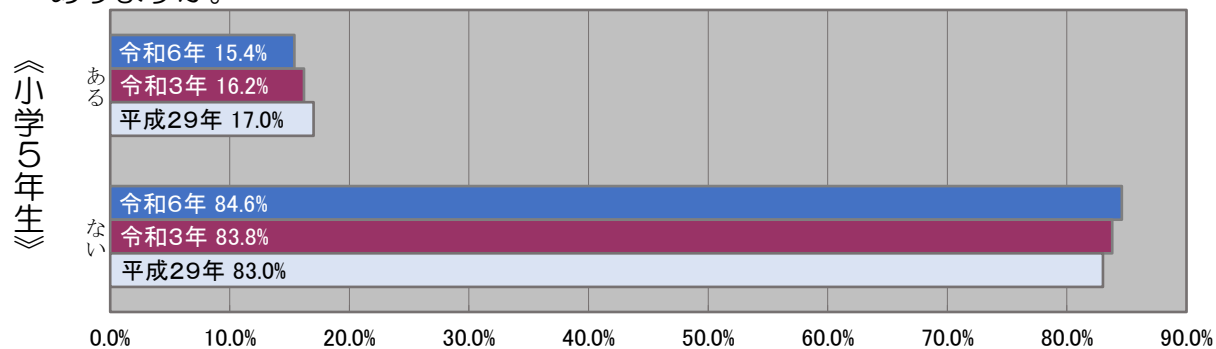
①名張市に「子ども条例」があることを知っていますか。



②学校に行くのが楽しいと思いますか。



③自分の住んでいるまちについて、もっと子どもの意見を聞いてほしいと思うことはありますか。



第3章 計画の基本的な考え方

基本計画では、条例に定める「子どもの権利保障・救済」と「子どもの健全育成」を市民一人ひとりが自覚し、進めていく取組をまとめています。

1. 基本理念

(1) 子どもの権利を尊重し、その保障に努める。

(2) みんなが相互に協力し、子どもの最善の利益を考えながら子どもが安全に安心して暮らし、健全に育つまちづくりに努める。

2. 基本的視点

子どもの大切な4つの権利としての、生きる、育まれる、守られる、参加する権利を基本的な視点として、市、地域、企業、家庭、学校等の取組を、行動計画、行動指針として表しています。

生きる権利 子どもが安心して健やかに生きるまち	
行 動 計 画 (市・学校等の取組)	1.子どもの権利、命の大切さを学ぶ機会を提供します 2.子どもの健康を守ります
行 動 指 針 (地域・企業・家庭・子どもの取組)	1.(地域)子どもの安全、安心を守ろう 2.(家庭)子どもに愛情を持って接し、子どもの人格を尊重しながら育てよう 3.(子ども)自分を大切にし、家族や周りの人も大切にしよう

育まれる権利 子どもが社会の中で一人の人間としてよりよく育つまち	
行 動 計 画 (市・学校等の取組)	1.家庭教育を支援し、明るくいいき子育てができるようにします 2.地域での子育てを支援します 3.企業や市民団体の子育てを支援します 4.社会のルールを守り、自立する心を育みます 5.地域と共にある学校づくりを進めます 6.学校教育等を充実させ、生きる力を育みます 7.困難を抱える子どもや家庭を支援します 8.職員の専門性の向上を図ります
行 動 指 針 (地域・企業・家庭・子どもの取組)	1.(地域)子育てを地域で見守ろう 2.(地域)社会のルールをみんなで守ろう 3.(地域)地域で人づくりを進めよう 4.(企業)子育てに企業も一緒に関わろう 5.(企業)ワーク・ライフ・バランスの取組を進めよう 6.(家庭)家庭内のコミュニケーションを大切にしよう 7.(家庭)家庭のルール・社会のルールを身に付けよう 8.(家庭)基本的生活習慣を身に付けよう

守られる権利 子どもが守られるまち	
行 動 計 画 (市・学校等の取組)	1.いじめ、虐待はしません、許しません 2.地域とともに子どもを守ります 3.権利侵害から子どもを守ります
行 動 指 針 (地域・企業・家庭・ 子どもの取組)	1.(地域)地域ぐるみの見守りと支援の輪をつくろう 2.(企業)子どもの見守りに企業も参加しよう 3.(家庭)家庭から有害環境をなくし、プライバシーを守ろう

参加する権利 子どもが自ら参加するまち	
行 動 計 画 (市・学校等の取組)	1.子ども・若者が、積極的に参画できる機会と場を広げます 2.居場所を確保し、体験活動を支援します
行 動 指 針 (地域・企業・家庭・ 子どもの取組)	1.(地域)出会いの場をたくさんつくろう 2.(家庭)多くの出会いの場で、子どもを育もう 3.(子ども)色々な方法で自分を表現し、自分を高めていこう

第4章 行動計画に基づく取組

I 生きる

子どもが安心して生きるために

条例第10条 子どもは、命が守られ、尊重され、安心して生きる権利を有する。

行動計画

1. 子どもの権利、命の大切さを学ぶ機会を提供します

(1) 子どもの権利について、正しい認識を深める学習を進めます

- ・保育所(園)、地域型保育事業所、認定こども園、幼稚園、学校、家庭、地域の連携強化を推進し、子どもの権利についての正しい認識を深める学習の機会を設けます。

(2) 差別を許さない子どもを育成するため、人権教育を充実します

- ・学校教育や保育等を行う中で、望ましい人間関係を形成し、一人ひとりの命や人権を尊重する意識と実践力を養う人権教育の更なる充実を図ります。
- ・道徳教育の推進や職場体験学習を通じてボランティア精神や社会生活上のルールを身に付け、豊かな心を育む取組を進めます。
- ・ジェンダーギャップやジェンダーアイデンティティについての認識を深められるよう、女性の人権や性的指向・性自認に係る人権課題についての学習を推進します。
- ・ホームページなどを活用して、性的指向・性自認について、市民の正しい理解が促進されるよう、啓発と情報提供を進めます。

(3) 義務教育段階から乳幼児と触れ合い、世話をする体験を持つことで命の大切さを実感できるようにします

- ・児童生徒に対し、命の大切さを伝える性教育授業を実施するほか、実際に乳幼児との触れ合い等の機会を提供します。

(4) 子ども条例の周知について、更に取組を進めます

- ・条例の子どもへの認知度を上げるために、はりっ子会議の子どもたちが考案したキャラクター「なばりん」によるイベント出演や学校訪問など、学校等と連携した子ども条例の更なる周知を図ります。
- ・研修会、講演会の開催や子ども相談室便りの配布を継続し、さらに、多くの市民への子ども条例・こども基本法の周知について取組の強化を図ります。

数値目標項目

あなたは、名張市に子どもの権利を守り、子どもが健全に育つための“約束”(=「子ども条例」)があることを知っていますか。(数値は「知っている」割合)

学 年	H29年現状値	R3年現状値	R6年現状値	R11年目標値
小学5年生	18.2%	49.3%	15.0%	60.0%
中学2年生	17.8%	34.0%	14.7%	60.0%

※令和6年は正確に子ども条例の認知度を知るために、アンケートの質問方法を変更しました。

(5) 子どもが自己肯定感を持ち、自分の思いを表現する力を育てます。

- ・児童生徒に対し、自分で課題を見つけ、自ら考え、学び、主体的に判断し、行動し、よりよく問題解決する資質や能力、更には他人と関わる力や社会のルールに適應する力など社会性の育成を推進します。
- ・学校等において、人への信頼感を育む取組の充実を図ります。

2. 子どもの健康を守ります

(1) 妊娠前から妊娠・出産・育児への切れ目ない支援をします

- ・母子保健と子育て支援の取組など、福祉・医療機関や教育機関をはじめとして、地域づくり組織等を含めた多様な主体との連携を強化し、名張版ネウボラとして妊娠・出産・育児の切れ目ない支援を行います。特に産前産後の不安解消のために心身のケアができる体制を整備します。また、更なるネウボラの推進として、妊婦同士・妊婦と地域・妊婦と専門職とのつながりづくりの強化を進めます。
- ・思春期の身体的・精神的な健康を増進し、生涯を通じて自らの健康を高める能力を育てるための取組を進めます。
- ・市民一人ひとりが身近なところで医療サービス、相談を受けることができるための取組に努めます。
- ・医療的ケア児等様々な保育ニーズに対応するよう関係機関と連携を強化し、保育サービスの充実に努めます。

(2) 育児や子どもの健やかな発達を支援します

- ・保育所(園)、認定こども園、幼稚園において、障害児等の受入れを推進するとともに、乳幼児一人ひとりのニーズに応じた総合的な支援と指導を行い、就学前から就学へのスムーズな移行を行います。
- ・子ども発達支援センターにおいて、発達に心配のある子どもの早期発見、早期支援をするため各種事業の充実を図るとともに、併設する教育センターや児童発達支援センターどれみのほか、保健・福祉・保育・教育・医療などの関係機関と連携し、発達障害の子どもとその家族への総合的な支援に努めます。
- ・学校における、途切れのない特別支援教育の充実を図るため、研修の充実と支援体制の強化に取り組みます。
- ・児童発達支援や放課後等デイサービス、ホームヘルプサービスなどの提供により、子どもの発達特性に応じて、社会参加と生活の自立を支えます。このことにより、保護者の養育の負担軽減を図り、障害のある子どもと家族を支援します。
- ・障害者総合支援法による基本的なサービスの充実と併せて、障害の有無に関わらず、地域の育ちの場で共に過ごし、互いに学び合う環境の整備に向け、地域づくり組織や多様な主体とつながりを創り、協働します。
- ・第7期障害福祉計画の進捗を検証しつつ、関係機関や他制度との調整を図り、ライフステージや課題別により途切れることのないよう、総合的な支援に努めます。

(3) 小児医療体制・心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実を図ります

- ・市立病院においては、24時間365日の「小児救急医療センター」による二次救急医療の推進を図るほか、発達支援外来やアレルギー外来など小児診療の充実を行い、安心かつ安全で信頼できる小児地域医療体制の充実に向けた取組を進めます。
- ・安心して産み育てるにやさしいまちを目指した環境整備に向けた取組を進めます。
- ・学校においては、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を活用して子どもの心のケアに努めます。
- ・地域の身近な相談窓口として、まちの保健室の周知を図るとともに、相談を受けた際は、本人の意思を尊重しながら、家庭、地域、学校、医療等の関係機関と連携を図ります。

Ⅱ 育まれる

子どもが家庭や社会、学校等で一人の人間としてよりよく育つために

条例第11条 子どもは、愛情と理解をもって、成長にふさわしい環境で生まれ、個性と能力の発達に合わせて、適切な指導及び教育を受ける権利を有するとともに、必要な休息、余暇又は遊びの機会を得る権利を有する。

行動計画

1. 家庭教育を支援し、明るくいきいき子育てができるようにします

(1) 家庭教育を支援します

- ・子どもの成長に係る家庭の教育力の向上を図る学習機会の提供を行うとともに、内容を充実させます。
- ・父親の子育て参加を促す参加型講座を妊娠期より開催します。
- ・保護者が子どもとの関わり方や家庭の大切さを学ぶことができる機会や場を提供します。

(2) 子育て支援を充実します

- ・健やかな子育てや育児不安への対応のため、こども支援センターかがやきや、保育所(園)、認定こども園、幼稚園、地域型保育事業所、保健所等の関係機関が連携し、「名張版ネウボラ」の取組を推進することで、子育て支援機能を充実します。
- ・子育て家庭に対する経済的な負担の軽減を図るため、子育て家庭への児童手当や特別児童扶養手当の支給、保育料の軽減、子ども医療費の助成、わくわく・すくすく交付金の支給を推進します。
- ・経済的な理由により義務教育の費用にお困りの家庭に対し、学用品費、給食費、修学旅行費等を援助します。
- ・勉学の意欲がありながら、経済的な理由により修学困難な高校生等を対象として奨学金を支給します。
- ・市広報をはじめ、SNSなど多様な媒体を活用した子育て支援情報を発信します。

(3) ひとり親家庭への支援を充実します

- ・ひとり親家庭の自立支援の促進に向けて、児童扶養手当の支給など様々な支援制度を有効に活用した経済的支援を行います。
- ・ひとり親家庭の自立支援を図るため、母子・父子自立支援員の資質の向上を図るとともに、関係機関や地域のひとり親家庭福祉協力員と連携し、的確な支援を行います。
- ・親から子どもへの貧困の連鎖を断ち切るべく、生活困窮家庭の子どもへの学習支援や望ましい職業観・勤労観を身に付けるための支援等に努めます。

(4) 共働き・共育てを推進します

- ・男女が共に家族の一員として家事や子育てに参画できるよう、男女共同参画推進事業に取り組みます。
- ・企業訪問や市広報などを通して、企業や事業所に対して育児・介護休暇制度などの普及・啓発を図ります。
- ・様々な理由により家庭において児童を養育することが困難になった場合など、安心して子育てができるよう支援を行います。

(5) 結婚を希望する方への支援と新生活への支援を充実します

- ・出会いの場、機会の創出を支援します。
- ・子育て世帯への住宅の供給に当たり、それぞれのライフスタイルに合った住まいの情報提供に努めます。

2. 地域での子育てを支援します

(1) 地域の子ども育成活動を支援します

- ・子ども会やスポーツ少年団、総合型地域スポーツクラブ等を通じ、子どもの心身の健全育成を図るとともに、子ども育成活動をリードする指導者を養成します。
- ・子ども育成活動を支援する情報を提供します。
- ・青少年ボランティアの育成に努め、また、継続的に活動できるよう技術の向上や、活動機会の提供等を支援します。
- ・スポーツ・文化等の活動拠点として学校体育施設の開放を進めます。

(2) 地域の子育て環境の充実を図ります

- ・地域において住民が互いに支え合って子育てを支援できるよう、ファミリー・サポート・センター事業やなかよし広場事業、子育てサークル活動の充実を図るとともに、交流会や研修会の実施による関係者の資質の向上を図り、子育て環境を充実します。
- ・地域における子育て支援の充実のため、保護者対象の子育て講座の実施や、家庭教育支援活動等で活躍できる指導者の育成を図ります。
- ・マイ保育ステーションにおける在宅保育家庭への子育て支援充実を図り、「名張版ネウボラ」の取組に寄与します。
- ・地域の子育て環境を充実させるため、放課後子ども教室事業の拡充を図ります。
- ・高齢者・障害者をはじめとして、妊産婦や乳幼児連れの方など、幅広い年齢層の誰もが安心して遊べる遊具や公園施設等の整備を進めます。

3. 企業や市民団体の子育てを支援します

(1) 子どもの育成に関する自主的な市民活動を促進します

- ・子どもの健やかな育ちや安心・安全のために活動するグループの組織、育成を支援します。
- ・市民グループによる子育て支援や健全育成等に関する事業を支援します。
- ・市民参加型の自主的な子育てセミナーなどの開催を支援します。

(2) 子どもの健全育成への企業の関わりを促進します

- ・より多くの企業が子どもの育成についての認識を高めていくよう、子どもの職場体験の機会の充実や、企業から学校等への講師の派遣などの働き掛けを行います。
- ・子育てに関する企業内研修等を奨励します。
- ・事業主や事業主団体へのワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)についての啓発、周知活動を推進し、イクボスの取組を支援します。

4. 社会のルールを守り、自立する心を育みます

(1) 社会のルールやマナーを子どもが身に付けられるようにします

- ・保育所(園)、認定こども園、幼稚園、学校における防犯、交通安全等の学習や行事を支援します。
- ・子どもがICT機器やインターネットを適切に活用する能力を習得できるよう、情報ネットワーク上のルールやマナー等の必要な情報モラルや情報を正しく活用するために必要な情報リテラシーを身に付ける学習活動を行います。

(2) 友だちとの交流の中で、互いの考えを認め合うことの大切さや協調性を体得できるようにします

- ・学校や地域と連携し、公共心や規範意識、他人を思いやる心などを育み、考え、議論する道德教育を推進します。
- ・友だちや乳幼児・高齢者・地域の人と触れ合える機会や場の提供に努めます。

(3) 自分の事は自分でできるようにし、自立する心を育てます

- ・望ましい職業観・勤労観を身に付けるための学習や、夢を育み、その実現に向かって主体的に学ぶ子どもを育てるキャリア教育を推進します。
- ・基本的生活習慣、対人関係等における望ましい行動の規範について、個々の発達段階に即して学習ができる保育を推進します。

5. 地域と共にある学校づくりを進めます

(1) 地域と共に協働する教育を進めます

- ・学校ではコミュニティ・スクールを充実・発展させ、地域と共に子どもたちを育てる学校をつくります。

(2) 優れた知識や技術を持つ社会人、また、地域の伝統を受け継ぐ人などをゲストティーチャーとして迎えます

- ・地域の方の豊かな経験や伝統技術などを授業に取り入れるために様々な分野の専門家や活動のリーダーを招聘できるシステムを構築し、学校教育のより一層の充実を図ります。

(3) 学校等の情報を積極的に家庭、地域へ提供し、意見、協力を受けながら開かれた施設づくりに努めます

- ・目指す子ども像の実現に向けた施設づくりができるよう、地域、家庭、行政、関係機関が協働して取り組みます。

(4) 家庭や地域住民の訪問、行事参加（授業参観など）を幅広く柔軟に認めます

- ・学校等、家庭、地域が一体となって、子どもを育てる体制づくりを推進します。

(5) 学校の空きスペースを開放し、地域行事等に有効に活用できるようにします

- ・地域の行事や事業、放課後児童健全育成への空き教室の有効活用を図ります。

(6) 地域に開かれた学校づくりを進め、登下校の安全ボランティアや図書ボランティア等、地域住民に連携・協力を求めます

- ・地域全体で学校を支え、子どもを健やかに育むために、学校生活支援ボランティアの発掘、活用を図ります。

6. 学校教育等を充実させ、生きる力を育みます

(1) 学校教育を充実します

- ・小中一貫教育を充実・発展させ、連続性と系統性のある学習を保障し、義務教育9年間の学びと育ちに責任を持った教育を実現します。
- ・児童生徒が、読書や音楽、絵画など、文化的活動を発表し、スポーツ活動の成果を発揮する機会を充実させ、豊かな情操や健全な心身を育みます。
- ・障害のある児童・生徒や特別な支援を必要とする児童生徒一人ひとりに、個に応じた適切な支援を行うために特別支援教育を推進し、支援の充実を図ります。
- ・児童生徒の学力、体力、生活状況を把握、分析し、指導体制の充実や指導方法の工夫、さらに、子どもの状況に応じたきめ細やかな指導を推進します。
- ・名張市教育センターにおいて、教職員対象の研修講座等を充実し、相談体制を整えるとともに、

地域ぐるみで学校を支援し、子どもたちに夢を実現する力、社会を拓く力を育む活動を推進します。

(2) いろいろな体験の場を提供します

- ・名張市総合防災訓練で、各地域と協働した防災体験活動の実施を進めます。
- ・地域の協力を得て、各学校が特色ある体験学習(米づくり、ぶどうづくり、生物観察等)を充実させていきます。
- ・望ましい職業観、勤労観及び仕事に対する知識技能を身に付けさせるため、各事業所における職場体験学習を進めます。
- ・野外活動などの自然体験の機会の充実を図ります。
- ・郷土の自然や伝統、文化、歴史等について学び、親しむとともに、主体的に継承できる環境を整備します。

(3) 就学前の保育・教育を充実します

- ・保育所(園)、認定こども園、幼稚園、地域型保育事業所において、子どもの基本的な生活習慣や態度を養います。
- ・人との関わりの中で、相手の話を聴き、理解し、協調できる力を育てます。
- ・生命や自然及び社会での様々な事象に触れ、豊かな心と考える力を育てます。
- ・音楽や絵画、様々な体験を通して、豊かな感性や表現力を育てます。
- ・教育・保育等の円滑な利用及び質の向上に係る取組を進めます。
- ・外国につながる幼児への支援のため、外国語による案内や保育士の追加配置を行います。
- ・保育所(園)、認定こども園、幼稚園と小学校等との円滑な接続を推進します。
- ・幼稚園教諭・保育士・保育教諭等に対する研修を充実し、資質向上を図ります。
- ・処遇改善をはじめとする保育士等の労働環境の改善を図ります。
- ・教育・保育施設を行う者に対して、適切な指導監督や評価等を行います。
- ・教育・保育施設での自己評価や関係者評価、第三者評価等を推進し、運営改善を図ります。
- ・幼児教育アドバイザーを育成・配置し、幼児教育センター機能の充実を図ります。
- ・教育・保育施設の老朽化に伴う施設改修や、統廃合のための施設整備など、園児の安全性の確保と保育環境の改善を促進します。

7. 困難を抱える子どもや家庭を支援します

(1) ヤングケアラーに気づき、子どもの健やかな成長を育みます

- ・子どもがその発達段階に応じて、社会において自立的に生きる基礎を培い、人間としての基本的な資質を養うことの重要性を鑑み、適切な教育の機会を確保し、心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られるよう支援します。

(2) 子どもの貧困対策を推進します

- ・子どもが生まれ育った家庭の経済社会状況に関わらず、未来に対する夢と希望を抱き、貧困の連鎖を断ち切れるよう支援の充実を図ります。

(3) 外国につながる子どもへの支援の充実を図ります

- ・外国につながる子どもが地域で安心して生活できるよう、子育ての情報提供、相談体制の充実を図ります。
- ・日本語指導が必要な外国につながる児童生徒が、日本語を用いて学校生活を営むとともに学習に取り組むことができるよう、支援体制の充実を図ります。

(4) 社会的養護を必要とする子どもを支援します

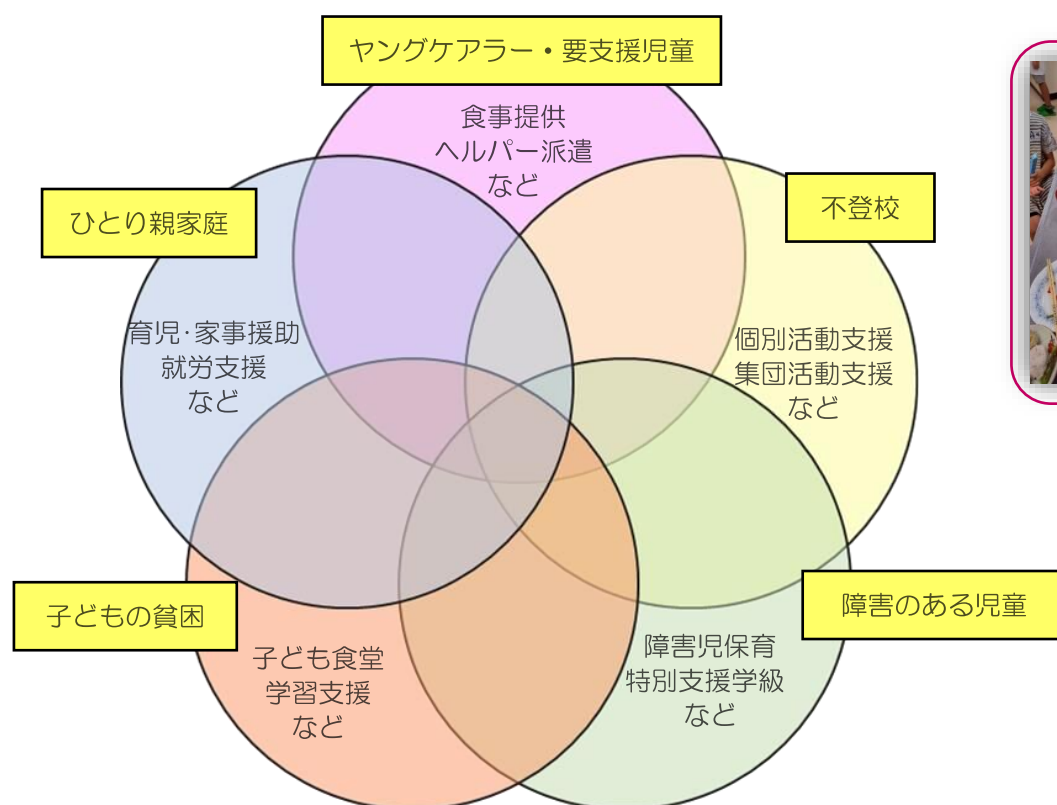
- ・家庭における環境と同等の養育がなされるよう、里親やファミリーホームの担い手の増加や制度の普及・啓発を図ります。

(5) 相談体制の充実を図ります

- ・核家族化の進展等、子どもや子どもの保護者は孤立しやすい環境にあります。困ったときに気軽に相談できる人や窓口をできるだけ多く確保するよう充実を図ります。また、関係機関が連携し、切れ目のない相談体制の確保に努めます。
- ・課題を抱える子どもや家庭を地域の支援機関へつなぎ、支援機関の専門職がボランティア、NPO、行政などと連携しながら、地域資源(地域の子育て広場など)を活用するなどして、課題解決に取り組む「社会的処方」の活動を通じ、人材育成、体制整備などを行います。
- ・不登校の子どもへの支援として、教育支援センターのさくら教室が、児童生徒が安心できる居場所を保障するとともに、個々のニーズに応じて、個別支援と集団活動での支援を充実させていきます。各学校においては、児童生徒が安心して過ごすことができるよう校内教育支援センターの設置をすることで、家庭と教室の懸け橋となる居場所として、受入体制を整備していきます。また、教育支援センター(さくら教室)の不登校相談をはじめ、教育相談等での相談機能の充実を図ります。

<子ども・若者及びその家庭の状況に応じた施策>

子どもを取り巻く様々な社会課題に対し、関係機関と連携した状況把握を行い、その状況に応じた支援を行うことによって、解決を図ります。



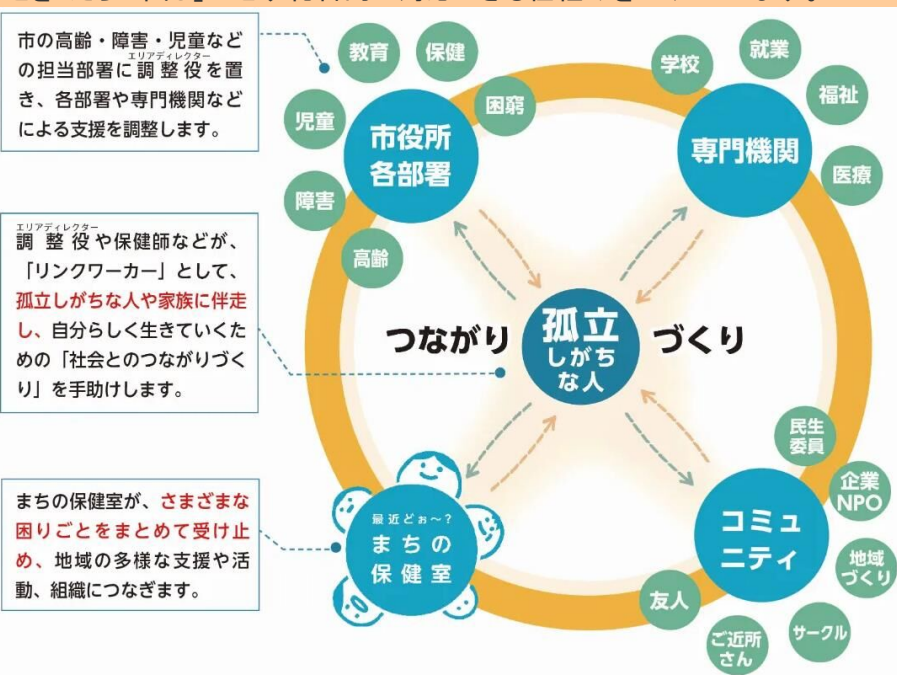
不登校や引きこもり

ひとりぼっちにしない！なばりの仕組み

子どもの発達や、不登校、引きこもり、介護などの悩みや困りごとが生じたとき、「自分や家族にはどんな支援が必要なのだろう？」「どこに相談すればいいんだろう？」などと、迷うところ...

でも、大丈夫！なばりには、「まちの保健室」をはじめ、あなたをひとりぼっちにしない心強い味方が大勢います。

ゆるやかにあなたに寄り添いながら、悩みや困りごとを受け止めたり、専門機関や地域の助け合いの輪につないだり...。名張市では全国に先駆けて、多様で複雑、また、制度のはざまにある困りごとを「たらい回し」にせず総合的に対応できる仕組みをつくっています。



つながるこそで 不登校の子をもつ ひろちゃんの話

「不登校の子どもが2人もいるのは、私のせい？」だんだん追い詰められていくひろちゃん。ひろちゃんが前向きになれたきっかけは、「まちの保健室」の職員との出会いでした。詳しくはこちらから👉



8. 職員の専門性の向上を図ります

(1) 子育てや子どもへの指導力の向上を図る研修や今日的課題に応じた研修を実施します

- ・教育センターを中心に、子どもの学びの支援や教職員の支援、子どもに係る家庭、地域や教育関係機関の連携支援機能を充実させるための事業を実施します。
- ・各学校が、体罰等の実態を的確に把握するため、学期に1回程度の児童生徒へのアンケート等を実施するとともに、計画的、継続的にコンプライアンス研修等を実施します。

(2) いじめ防止や児童虐待、ヤングケアラーに関する職員研修や相談体制など、職員の専門性の向上を図ります

- ・いじめ防止や児童虐待防止、ヤングケアラー等に関する職員研修を実施し、困難を有する子どもに支援が適切に行われるよう、必要な知見を有する人材の養成及び資質の向上を図ります。

(3) 発達に支援を必要とする子どもへの支援体制と家族への相談体制を強化するため、関係職員の専門性の向上を図ります

- ・保育士、保健師、教職員、地域での支援者を中心に発達支援研修会を実施します。

Ⅲ 守られる

子どもの健やかな育ちを守るために

条例第12条 子どもは、安心して育つために、虐待をはじめ、身体的及び精神的に有害な環境から保護される権利を有するとともに、プライバシーが守られ、名誉及び信用が傷つけられないことが保障される。

行動計画

1. いじめ、虐待はしません、許しません

(1) いじめには毅然とした態度で対応します

いじめを許さない心情といじめをなくす実践力を育てます

- ・「名張市いじめ防止基本方針」に基づき、いじめを許さない心情といじめをなくす実践力を育てる教育を推進します。
- ・生命や人権を尊重する態度、あらゆる差別をなくそうとする意欲と実践行動ができる力を育む人権教育を推進します。
- ・「特別の教科 道徳」を要として、全ての教育活動において、年間を通じて計画的に学ぶことで心の変容を促し、豊かな人間関係を築くための道徳性を養います。

(2) 虐待についての理解を深める啓発活動を行います

- ・児童虐待防止のための広報・啓発活動などの取組を実施します。

(3) 地域住民、関係機関との連携による虐待防止体制を充実します。

- ・要保護児童及びDV被害者等の適切な支援を図るため、関係機関等と連携し、未然防止、早期発見、早期対応、再発防止に向けて積極的に取り組みます。
- ・母子保健と子育て支援の取組を医療機関、福祉機関や教育機関をはじめとして、地域づくり組織等を含めた多様な主体との連携を強化し、名張版ネウボラとして妊娠・出産・育児の切れ目ない支援を行うことで児童虐待の発生予防に努めるとともに、養育支援に積極的に取り組みます。

2. 地域とともに子どもを守ります

(1) 有害図書や薬物など、子どもを取り巻く有害環境の浄化を進めます

- ・子どもの犯罪被害防止意識の醸成、子どもを見守るパトロール等の推進等による子どもを取り巻く有害環境浄化活動に努めます。

(2) 子どもの安全を確保する取組を進めます

- ・危機管理マニュアルに基づき学校等の安全対策を充実します。
- ・地域と情報を共有し、連携する体制を整えます。
- ・学校等における防犯、交通安全等の学習や行事を支援し、学校の危機管理についての理解を深めるとともに、地域を挙げて組織的に子どもを見守り育てるシステムを構築します。
- ・学校等における防災教育を推進します。
- ・子どもや子ども連れの保護者の視点に立った道路交通環境の整備を推進するとともに、通学路をはじめとした安全・安心な道路整備を進めるため、三重県公安委員会や関係機関と協議を重ねます。
- ・家庭内での事故予防に対する保護者の意識を高める啓発を進めます。
- ・子どもが不慮の事故にあった際に適切な救急処置ができるよう、学校等の職員のほか、広く地域を対象に知識と技術の習得の機会を拡充します。

(3) 喫煙防止、薬物乱用防止教育や性教育、デートDV防止教育など、子どもに身近で、より深刻な課題に取り組みます

- ・児童生徒に対し、関係機関と連携し、薬物乱用防止教室や性教育、デートDV防止教育、生活習慣病予防等の教室を開催します。

3. 権利侵害から子どもを守ります

(1) 子どもの権利侵害に対する相談、支援と救済を実施します

- ・子ども相談室、子どもの権利救済委員会が、子どもの権利侵害に対する相談と救済の求めに応じ、関係機関と連携しながら問題の解決を図ります。
- ・子どもの権利の侵害に対し、子ども相談室など救済・支援体制の充実を図ります。
- ・子ども相談室を身近に感じ、気軽に相談してもらえるために、子ども相談員による学校での出前授業や、イベント等での出張子ども相談室の開設により、制度の周知と子ども相談室の利用促進を図ります。

数値目標項目

名張市に、子どもが困った時に相談できる「子ども相談室」があることを知っていますか。
(数値は「知っている」割合)

学 年	H29年現状値	R3年現状値	R6年現状値	R11年目標値
小学5年生	65.7%	54.5%	48.4%	75.0%
中学2年生	70.6%	51.8%	52.5%	75.0%

出前授業



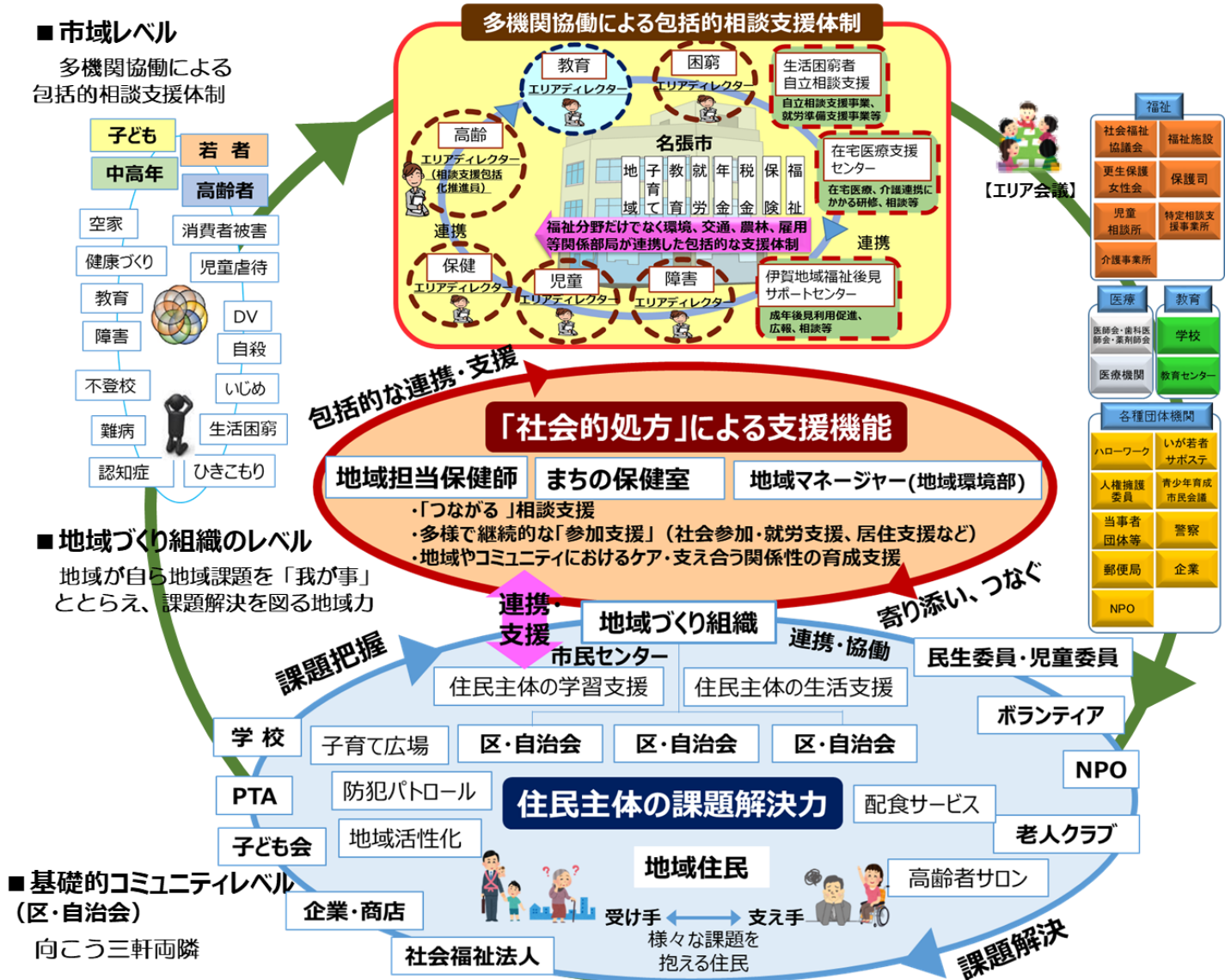
出張子ども相談室



名張市地域福祉教育総合支援ネットワーク

～ 社会的処方も踏まえた全世代・全対象型包括支援センター機能 ～

障害、生活困窮、虐待、不登校、子どもの貧困、DVなど、各家庭が抱える生活課題は多様化・複雑化しています。複合的な課題や、支援の狭間にある課題の解決に向けて、本市の誇る地域力を生かした地域の社会資源や仕組みなどを基盤として、市の各関係機関の分野を超えた多機関協働による、周囲のどこからでも必要な支援につながる全世代・全対象型包括支援センター機能を持った「地域福祉教育総合支援ネットワーク」を推進しています。



ネットワークの概要

① 住民主体の課題解決力

本市の誇る地域力を生かした生活支援や配食サービスなど地域の社会資源やしくみなどを基盤として、地域社会に多様なつながりが生まれやすくなるための環境整備を推進する。

② 多機関協働による包括的相談支援体制

教育も含め、高齢者、障害者、子どもなどの各分野を横断した連携や相談支援体制を更に推進する。

③ 「社会的処方」による支援機能

ひきこもりや支援拒否など、これから必要となる断らない相談支援・参加支援(社会とのつながりや参加の支援)や専門職による伴走型支援といった「社会的処方」による支援機能の充実を図り、全世代・全対象型包括支援センター機能を持った「地域福祉教育総合支援ネットワーク」を推進する。

Ⅳ 参加する 子どもが自ら社会に参加するために

条例第13条 子どもは、自由に自己の表現や意見を表明する権利を有し、そのための十分な機会が得られ、また仲間づくり及び健全な集いの自由が認められる。

数値目標項目

家で何かを決める時あなたの意見を聞いてもらえますか。(数値は「聞いてもらえる」割合)

学 年	H29年現状値	R3年現状値	R6年現状値	R11年目標値
小学5年生	69.9%	71.9%	69.0%	75.0%
中学2年生	61.6%	72.2%	71.2%	75.0%



行動計画

1. 子ども・若者が、積極的に参画できる機会と場を広げます

(1) 子ども・若者が意見を表明し、社会に参加できる取組を進めます

- ・子どもの意見を市政に反映させるため、子ども会議を開催します。
- ・子ども・若者の意見が様々な取組に反映できるよう、子ども・若者たちが自らの力で、まちづくりの提案を行う協議体「ユースカウンスル」の形成を推進します。

(2) 子どもによる企画、運営等、子どもの自主的な活動を支援します

- ・「子どもの権利週間」(毎年11月21日からの1週間)に、企画、準備、運営、接客など全てを子どもが行う「ばりっ子モール」を子どもの自主的参加により開催します。

数値目標項目

あなたは「ばりっ子会議」に参加したいと思いますか。(数値は「参加したい」割合)

学 年	H29年現状値	R3年現状値	R6年現状値	R11年目標値
小学5年生	9.9%	12.1%	10.5%	15.0%
中学2年生	7.6%	6.1%	7.5%	15.0%



ばりっ子会議



市政への提言



ばりっ子モール

(3) 学校内外の諸行事や諸活動に子どもの意見を反映させます

- ・学校行事、児童会・生徒会活動や、児童館等での活動に、一人ひとりの子どもが、より積極的に自分の意見を表現できる取組を推進します。

(4) 未就園の子どもを対象とした施設の開放や遊び場を増やし、サークル活動を支援します

- ・子育てサークルの育成支援に努めます。

子ども会議からの提案と市の施策展開

子ども会議から市政への提言「なばりんによるPR」

私たちばりっ子会議では、自分たちの住む名張を将来どんな街にしたいかを話し合いました。そのなかで、今年は名張市の良いところやおいしいものを紹介するゆるキャラを作ろうという話になりました。ゆるキャラの名前は「なばりん」といいます。

頭にあるもみじのアクセサリは赤目の滝や香落溪のもみじ、いちごのヘアピンは青蓮寺のいちご、青い髪は赤目の滝の水が流れるようす、ぶどうのワンピースは青蓮寺や美旗のぶどう、メロンの靴は美旗メロン。名張市の有名なところや食べ物からイメージして考えました。名張市の良いところを、体じゅうにいっぱい詰め込んだゆるキャラで、名張にはいろんな良いところがあるということを知ってほしいこと、音の響きが良いということで、ばりっ子会議のみんなで、このゆるキャラの名前を「なばりん」に決めました。

私たちが考えた、この「なばりん」をいろんなところで使ってください。

2019年12月7日 ばりっ子会議一同



ばりっ子会議考案
名張市公認
キャラクター
「なばりん」



子ども会議から提言を受けた市の取組

- | | |
|--------|--|
| 2019年度 | なばりんを名張市公認キャラクターに指定
市の観光パンフレットやチラシ、水道施設表示などになばりんを活用
なばりん名刺を作成 |
| 2020年度 | 市HPになばりん特設ページを作成 |
| 2021年度 | 市内23カ所の公共施設や事業所、店舗になばりんの看板やポスターを設置し、市内をなばりんでいっぱいにする「名張なばりん化計画」を開始
(2024年9月時点で市内33カ所に設置) |
| 2023年度 | クラウドファンディングを活用し、なばりんコスチュームを作製し、市制70周年式典で披露 |
| 2024年度 | バッジやブローチなどのなばりんグッズを作成
大阪市で開催された大阪万博プレイベントでなばりんステージを実施 |

2. 居場所を確保し、体験活動を支援します

(1) 子どもが人間関係を築き、安心して心を開いて話せる居場所の確保に努めます

- ・一人ひとりの子どもにとって、居心地の良い学級集団づくりを進めます。
- ・放課後児童クラブの運営については、各地域に設置された運営委員会と連携を図り、更なる放課後児童対策の充実を進めます。
- ・放課後児童クラブの施設整備について、学校の余裕教室の転用や学校敷地内での専用施設の整備等、施設の老朽化による施設整備も含め、計画的な整備を進めます。
- ・放課後や休日等における子どもの居場所については、放課後児童クラブと放課後子ども教室の実施場所や開所日、開所時間などによって地域ごとに連携の在り方を整理し、地域の取組とも協働しながら、多様な形で子どもの居場所が確保できるよう、地域の状況に応じた取組を進めます。
- ・学校や地域と連携し、子どもが気軽に集まれる場所の確保に努めます。
- ・学校や家庭と異なる子どもの居場所として、子ども食堂等の確保に努めます。
- ・困難を抱える子ども・若者を支援する居場所として、学校や家庭に居づらさを感じる子ども・若者の居場所として、また子ども・若者にとってよりよい社会となるために自分たちで意見を出し合える居場所づくりに取り組みます。

(2) 地域で行う子どもの体験活動を支援するため、情報の提供や、事業の円滑な実施を支援します

- ・市民主体の青少年健全育成活動の充実を努めます。
- ・放課後子ども教室については、地域の実情に応じた多様な運営により、事業の充実を図ります。

(3) 人と人との触れ合いを通して生きる力を身に付ける体験活動を充実します

- ・様々な体験ができる場や、心に感動を覚えることができるような機会を提供します。
- ・地域における子どもの社会奉仕を進めます。

「自治体子ども計画策定のためのガイドライン」と「ばりっ子すくすく計画」との整合表

自治体子ども計画策定のガイドライン			ばりっ子すくすく計画 第6次計画	
大項目	中項目	小項目	ページ	行動計画
ライフステージを通じた重要事項	子ども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有	ライフステージを通じた重要事項	14	I-1-(4) 子ども条例の周知について、更に取組を進めます
		こどもの教育	14 15	I-1-(1) 子どもの権利について、正しい認識を深める学習を進めます (5) 子どもが自己肯定感を持ち、自分の思いを表現する力を育てます
		養育の場におけるこどもの権利に関する理解促進	14	I-1-(4) 子ども条例の周知について、更に取組を進めます
	多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり	遊びや体験活動の推進	17 19 25 26 27	II-2-(1) 地域の子どもの育成活動を支援します II-6-(2) いろいろな体験の場を提供します IV-1-(2) 子どもによる企画、運営等、子どもの自主的な活動を支援します (4) 未就園の子どもの対象とした施設の開放や遊び場を増やし、サークル活動を支援します IV-2-(3) 人と人との触れ合いを通して生きる力を身に付ける体験活動を充実します
		生活習慣の形成・定着	17 18 19	II-4-(1) 社会のルールやマナーを子どもが身に付けられるようにします (3) 自分の事は自分でできるようにし、自立する心を育てます II-6-(3) 就学前の保育・教育を充実します
		こどもまんなかまちづくり	17 22	II-2-(2) 地域の子育て環境の充実を図ります III-2-(2) 子どもの安全を確保する取組を進めます
		子ども・若者が活躍できる機会づくり	25	IV-1-(1) 子ども・若者が意見を表明し、社会に参加できる取組を進めます
		子ども・若者の可能性を広げていくためのジェンダーギャップの解消	14	I-1-(2) 差別を許さない子どもを育成するため、人権教育を充実します
		プレコンセプションケアを含む成育医療等に関する研究や相談支援	15	I-2-(1) 妊娠前から妊娠・出産・育児への切れ目ない支援をします (3) 小児医療体制・心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実を図ります
	子どもや若者への切れ目のない保健・医療の提供	慢性疾患・難病を抱える子ども・若者への支援	15	I-2-(1) 妊娠前から妊娠・出産・育児への切れ目ない支援をします (2) 育児や子どもの健やかな発達を支援します (3) 小児医療体制・心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実を図ります
		教育の支援		
	こどもの貧困対策	生活の安定に資するための支援	16	II-1-(2) 子育て支援を充実します (3) ひとり親家庭への支援を充実します
		保護者の就労支援	19	II-7-(2) 子どもの貧困対策を推進します
		経済的支援		
	障害児支援・医療的ケア児等への支援	地域における支援体制の強化	15 17 21	I-2-(2) 育児や子どもの健やかな発達を支援します II-2-(2) 地域の子育て環境の充実を図ります II-8-(3) 発達に支援を必要とする子どもへの支援体制と家族への相談体制を強化するため、関係職員の専門性の向上を図ります
		インクルージョンの推進	15 17	I-2-(2) 育児や子どもの健やかな発達を支援します II-2-(2) 地域の子育て環境の充実を図ります
		特別支援教育	15 18 21	I-2-(2) 育児や子どもの健やかな発達を支援します II-6-(1) 学校教育を充実します II-8-(3) 発達に支援を必要とする子どもへの支援体制と家族への相談体制を強化するため、関係職員の専門性の向上を図ります
	児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援	児童虐待防止対策等の更なる強化	20 21 22	II-7-(5) 相談体制の充実を図ります II-8-(2) いじめ防止や児童虐待、ヤングケアラーに関する職員研修や相談体制など、職員の専門性の向上を図ります III-1-(2) 虐待についての理解を深める啓発活動を行います (3) 地域住民、関係機関との連携による虐待防止体制を充実します
		社会的養護を必要とする子ども・若者に対する支援	20	II-7-(4) 社会的養護を必要とする子どもを支援します
		ヤングケアラーへの支援	19 21	II-7-(1) ヤングケアラーに気づき、子どもの健やかな成長を育みます II-8-(2) いじめ防止や児童虐待、ヤングケアラーに関する職員研修や相談体制など、職員の専門性の向上を図ります
	子ども・若者の自殺対策、犯罪などから子ども・若者を守る取組	子ども・若者の自殺対策	22 23	III-2-(2) 子どもの安全を確保する取組を進めます III-3-(1) 子どもの権利侵害に対する相談、支援と救済を実施します
		こどもが安全に安心してインターネットを利用できる環境整備	17	II-4-(1) 社会のルールやマナーを子どもが身に付けられるようにします
		子ども・若者の性犯罪・性暴力対策	23	III-2-(3) 喫煙防止、薬物乱用防止教育や性教育、デートDV防止教育など、子どもに身近で、より深刻な課題に取り組みます
		犯罪被害、事故、災害から子どもを守る環境整備	22 23	III-2-(2) 子どもの安全を確保する取組を進めます (3) 喫煙防止、薬物乱用防止教育や性教育、デートDV防止教育など、子どもに身近で、より深刻な課題に取り組みます
		非行防止と自立支援	22 23	III-2-(1) 有害図書や薬物など、子どもを取り巻く有害環境の浄化を進めます (3) 喫煙防止、薬物乱用防止教育や性教育、デートDV防止教育など、子どもに身近で、より深刻な課題に取り組みます

自治体こども計画策定のガイドライン			ばりっすくすく計画 第6次計画	
大項目	中項目	小項目	ページ	行動計画
ライフステージ別の重要事項	こどもの誕生前から幼児期まで	妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目ない保健・医療の確保	15	I-2-(1) 妊娠前から妊娠・出産・育児への切れ目ない支援をします (2) 育児や子どもの健やかな発達を支援します (3) 小児医療体制・心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実を図ります
		こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障と遊びの充実	16 17 19 26	II-1-(1) 家庭教育を支援します (2) 子育て支援を充実します II-2-(2) 地域の子育て環境の充実を図ります II-6-(3) 就学前の保育・教育を充実します IV-1-(4) 未就園の子どもを対象とした施設の開放や遊び場を増やし、サークル活動を支援します
		こどもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い公教育の再生	18	II-5-(1) 地域と共に協働する教育を進めます (2) 優れた知識や技術を持つ社会人、また、地域の伝統を受け継ぐ人などをゲストティーチャーとして迎えます (3) 学校等の情報を積極的に家庭、地域へ提供し、意見、協力を受けながら開かれた施設づくりに努めます II-6-(1) 学校教育を充実します
	学童期・思春期	こども・若者の視点に立った居場所づくり	27	IV-2-(1) 子どもが人間関係を築き、安心して心を開いて話せる居場所の確保に努めます
		小児医療体制、心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実	15	I-2-(3) 小児医療体制・心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実を図ります
		成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育	14 23	I-1-(3) 義務教育段階から乳幼児と触れ合い、世話をする体験を持つことで命の大切さを実感できるようにします III-2-(3) 喫煙防止、薬物乱用防止教育や性教育、デートDV防止教育など、子どもに身近で、より深刻な課題に取り組みます
		いじめ防止	21 22	II-8-(2) いじめ防止や児童虐待、ヤングケアラーに関する職員研修や相談体制など、職員の専門性の向上を図ります III-1-(1) いじめには毅然とした態度で対応します いじめを許さない心情といじめをなくす実践力を育てます
		不登校のこどもへの支援	20 27	II-7-(5) 相談体制の充実を図ります IV-2-(1) 子どもが人間関係を築き、安心して心を開いて話せる居場所の確保に努めます
		こどもや保護者などからの意見を参考とする校則の見直し	18	II-5-(3) 学校等の情報を積極的に家庭、地域へ提供し、意見、協力を受けながら開かれた施設づくりに努めます
		体罰や不適切な指導の防止	21	II-8-(1) 子育てや子どもへの指導力の向上を図る研修や今日的課題に応じた研修を実施します
		高校中退の予防、高校中退後の支援		
	青年期	高等教育の修学支援、高等教育の充実	なし	県の取組への協力
		就労支援、雇用と経済的基盤の安定のための取組		
		結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援	16	II-1-(5) 結婚を希望する方への支援と新生活への支援を充実します
		悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実	20	II-7-(5) 相談体制の充実を図ります
子育て当事者への支援に関する重要事項	子育てや教育に関する経済的負担の軽減	幼児期から高等教育段階まで切れ目のない負担軽減		
		特に高等教育について、更なる支援拡充の検討（授業料等減免、奨学金制度の充実、授業料後払い制度の本格導入など）	16	II-1-(2) 子育て支援を充実します
		基礎的な経済支援としての児童手当の位置付けの明確化、拡充 医療費等の負担軽減		
	地域子育て支援、家庭教育支援	オンラインも活用した相談やブッシュ型の情報提供		
		体罰によらない子育てに関する啓発	22	III-1-(2) 虐待についての理解を深める啓発活動を行います
		一時預かり、ファミリー・サポート・センター、ベビーシッターに関する取組の推進	16 17	II-1-(2) 子育て支援を充実します (4) 共働き・子育てを推進します II-2-(2) 地域の子育て環境の充実を図ります
		訪問型を含めた家庭教育支援チームの普及	16	II-1-(1) 家庭教育を支援します
	共働き・子育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大	育児休業制度の強化		
		長時間労働の是正や働き方改革の促進	16 17	II-1-(4) 共働き・子育てを推進します II-3-(2) 子どもの健全育成への企業の関わりを促進します
		男性の家事・子育てへの参画の促進、企業の福利厚生への充実 男性の育児休業が当たり前になる社会の実現		
	ひとり親家庭への支援	児童扶養手当等による経済的支援のほか、各家庭の親子それぞれの状況に応じた生活支援、子育て支援、就労支援等の適切な実施		
		こどもに届く生活・学習支援の推進	16	II-1-(3) ひとり親家庭への支援を充実します
		ブッシュ型による相談支援やワンストップで必要な支援につなげる相談支援体制の強化		
		安全・安心な親子の交流の推進 養育費に関する相談支援や取決めの促進の強化		

第5章 需要量の見込みと確保の取組

1. 教育・保育提供区域の設定

本市においては、必ずしも居住地区に捉われない教育・保育施設の利用実態があり、特に保育所については、通勤途上等での利用を希望するケースも多いのが現状です。

さらに、地域子ども・子育て支援事業についてもその多くが市全域を対象とするものであることや、自動車を利用すれば30分程度で横断できる名張市の地理的条件等も勘案し、市全域を1つの区域として設定することとします。

2. 教育・保育の需要量及び確保の方策

【参考1】

保育の必要性の認定区分について

1号認定：満3歳以上、幼児期の学校教育のみ（保育の必要性なし）

2号認定：満3歳以上、保育の必要性あり

3号認定：満3歳未満、保育の必要性あり

【参考2】

需要量の見込み数については、国の手引き等に基づき、概ね次のように算出しました。（地域子ども・子育て支援事業についても同様）

（1）コーホート法に基づく今後の年齢別児童数を推計

（2）これまでの利用実績に基づく今後の必要量を推計

（1）1号認定及び幼児教育の利用希望が強いと想定されるもの

単位：人

		実施時期				
		R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
①必要量の見込み	1号認定	369	324	285	251	221
	うち新2号認定 (幼児期の学校教育の利用希望の強い者)	142	140	138	136	134
	計	369	324	285	251	221
②確保量	幼稚園・認定こども園	576	576	576	576	576
	確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0
	計	576	576	576	576	576
②－①		207	252	291	325	355

< 確保の具体的方策 >

少子化と共働き家庭の増加等の影響に伴う教育ニーズの減少傾向が続き、私立幼稚園及び認定こども園の教育部分の利用定員を削減する傾向もある中で、現在の利用定員には十分な余裕があるため、必要量の確保は可能です。

● 3～5歳児の幼稚園・認定こども園（1号）の利用率の推移（見込み）

年度	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
年齢人口	1,800	1,732	1,682	1,539	1,426	1,342	1,259	1,183	1,095	1,057
利用数	709	668	624	514	419	369	324	285	251	221
利用割合	39.4	38.6	37.1	33.4	29.4	27.5	25.8	24.1	22.9	20.9

(2) 2号認定（幼児教育の利用希望が高いと想定されるものを除きます。）

単位：人

		実施時期				
		R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
①必要量の見込み		955	943	932	922	912
②確保量	保育所・認定こども園	943	943	943	943	943
	企業主導型保育	0	0	0	0	0
	計	943	943	943	943	943
②－①		▲12	0	11	21	31

<確保の具体的方策>

待機児童解消に向けた保育施設の増改築や私立幼稚園の認定こども園化等の保育の受け皿確保の取組を進めた結果、令和2年度以降、毎年4月時点の待機児童を解消することができました。

今後5年間の推計では、少子化に伴う利用数減少が保育ニーズの増加を上回る傾向に転じたことから、利用定員等を見直ししながら、保育の質や保育環境の維持・向上等に取り組みます。

●3～5歳児の保育所・認定こども園（2号）等の利用率の推移（見込み）

年度	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
年齢人口	1,800	1,732	1,682	1,539	1,426	1,342	1,259	1,183	1,095	1,057
利用数	1,027	1,001	1,010	990	968	955	943	932	922	912
利用割合	57.1	57.8	60.0	64.3	67.9	71.2	74.9	78.8	84.2	86.3

(3) 3号認定のうち、0歳児

単位：人

		実施時期				
		R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
① 必要量の見込み		136	134	132	130	128
② 確保量	保育所・認定こども園	124	124	124	124	124
	地域型保育	41	41	41	41	41
	企業主導型保育	9	9	9	9	9
	計	174	174	174	174	174
②－①		38	40	42	44	46

<確保の具体的方策>

本市ではこれまで0～2歳の低年齢児を中心に待機児童が生じていましたが、地域型保育事業所の新設など低年齢児保育の受け皿確保の取組を進めた結果、現在の待機児童は解消しています。

今後は少子化に伴う利用数減少が保育ニーズの増加を上回る傾向が続く見込みであるため、利用定員を見直しつつ、保育の質や保育環境の維持・向上等に取り組みます。

●0歳児の保育所・認定こども園（3号）・地域型保育施設等の利用率の推移（見込み）

年度	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
年齢人口	453	415	429	354	334	327	320	313	306	299
利用数	145	144	170	143	138	136	134	132	130	128
利用割合	32.0	34.7	39.6	40.4	41.3	41.6	41.9	42.2	42.5	42.8

(4) 3号認定のうち、1・2歳児

単位：人

		実施時期				
		R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
①必要量の見込み		561	552	544	536	528
②確保量	保育所・認定こども園	505	505	505	505	505
	地域型保育	116	116	116	116	116
	企業主導型保育	29	29	29	29	29
	計	650	650	650	650	650
②－①		89	98	106	114	122

<確保の具体的方策>

本市ではこれまで0～2歳の低年齢児を中心に待機児童が生じていましたが、地域型保育事業所の新設など低年齢児保育の受け皿確保の取組を進めた結果、現在の待機児童は解消しています。

今後は少子化に伴う利用数減少が保育ニーズの増加を上回る傾向が続く見込みであるため、利用定員を見直しつつ、保育の質や保育環境の維持・向上等に取り組みます。

●1～2歳児の保育所・認定こども園（3号）・地域型保育施設等の利用率の推移（見込み）

年度	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
年齢人口	1,043	977	897	874	821	742	712	696	680	664
利用数	602	588	574	589	570	561	552	544	536	528
利用割合	57.7	60.2	64.0	67.4	69.4	75.6	77.5	78.2	78.8	79.5

[3歳未満児の保育利用率の目標値]

上記計画に基づく、各年度の3歳未満児総数に占める保育の確保量の割合（保育利用率の目標値）は以下のとおりです。

【第1期計画取組実績（令和2年度～令和6年度）】

単位：％

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
保育利用率（目標）	50.2	50.9	51.4	51.7	52.1
（実績）	49.9	52.6	56.1	59.6	61.3

【第2期計画取組目標（令和7年度～令和11年度）】

単位：％

	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
保育利用率	65.2	66.5	67.0	67.5	68.1

3. 地域子ども・子育て支援事業の需要量及び確保の方策

(1) 時間外保育事業【保育幼稚園室】

【事業概要】 保育認定を受けた子どもについて、通常の利用時間以外の時間に保育所等において保育を実施する事業

単位：人／月

		実施時期				
		R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
① 必要量の見込み		350	350	350	350	350
② 確保量		350	350	350	350	350
②－①		0	0	0	0	0

<確保の具体的方策>

職員体制を整えることで対応可能です。

（２）放課後児童健全育成事業【子ども家庭室】

【事業概要】 保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業

単位：人

		実施時期				
		R 7年度	R 8年度	R 9年度	R 10年度	R 11年度
① 必要量の 見込み	低学年	619	572	545	504	471
	高学年	98	99	96	95	88
②確保量	低学年	619	572	545	504	471
	高学年	98	99	96	95	88
②－①	低学年	0	0	0	0	0
	高学年	0	0	0	0	0

＜確保の具体的方策＞

今後、受入れ児童数の増加が見込まれるクラブについては、支援の単位の分割等に応じ、小学校の余裕教室等の活用による施設の確保及び専用施設の整備を行うとともに、県の子育て支援員研修の放課後児童コースの開催等により、支援員等職員の確保を図ります。

（３）子育て短期支援事業【子ども家庭室】

【事業概要】 保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業

単位：人日（年間の利用人数×利用日数）

	実施時期				
	R 7年度	R 8年度	R 9年度	R 10年度	R 11年度
① 必要量の見込み	150	150	150	150	150
② 確保量	150	150	150	150	150
②－①	0	0	0	0	0

＜確保の具体的方策＞

委託先（施設・里親）が複数あることから対応は可能です。

（４）地域子育て支援拠点事業【保育幼稚園室（マイ保）・かがやき】

【事業概要】 乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業

単位：人回（月間の利用人数×利用回数）

	実施時期				
	R 7年度	R 8年度	R 9年度	R 10年度	R 11年度
①必要量の見込み	2,080	2,080	2,080	2,080	2,080
②確保量	2,080	2,080	2,080	2,080	2,080
②－①	0	0	0	0	0

<確保の具体的方策>

こども支援センターかがやき及びマイ保育ステーションにおいて、引き続き必要量に応じた確保を行います。

(5) 一時預かり事業【保育幼稚園室】

【事業概要】家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、幼稚園、保育所等において一時的に預かり、必要な保護を行う事業

ア. 幼稚園等における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）

単位：人日（年間の利用人数×利用日数）

	実施時期				
	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
①必要量の見込み	12,400	12,400	12,400	12,400	12,400
②確保量	12,400	12,400	12,400	12,400	12,400
②－①	0	0	0	0	0

<確保の具体的方策>

各園の職員体制の確保を図ることで、対応は可能です。

イ. 保育所における一時預かり及びファミリー・サポート・センター事業（未就学児）

【保育幼稚園室・かがやき】

【事業概要】ファミリー・サポート・センター事業

乳児や児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業

単位：人日（年間の利用人数×利用日数）

		実施時期				
		R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
①必要量の見込み		1,550	1,550	1,550	1,550	1,550
②確保量	保育所	1,400	1,400	1,400	1,400	1,253
	ファミリー・サポート・センター	150	150	150	150	150
	計	1,550	1,550	1,550	1,550	1,403
②－①		0	0	0	0	0

<確保の具体的方策>

地域型保育施設において、定員に空きがある場合に一時預かりの児童を受け入れる「余裕活用型一時預かり」を実施するなどにより、必要量の確保を図ります。

(6) 病児・病後児保育事業及びファミリー・サポート・センター事業（病児・緊急対応強化事業）
【保育幼稚園室・かがやき】

【事業概要】 病児・病後児保育事業

病児・病後児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が保育を行う事業。

単位：人日（年間の利用人数×利用日数）

		実施時期				
		R 7年度	R 8年度	R 9年度	R 10年度	R 11年度
① 必要量の見込み		610	610	610	610	610
②確保量	病児・病後児保育	600	600	600	600	600
	ファミリー・サポート・センター	10	10	10	10	10
	計	610	610	610	610	610
②－①		0	0	0	0	0

<確保の具体的方策>

病児・病後児保育事業については、平成26年度から1施設にて事業を開始しています。実際の1日平均利用者数は2人未満で推移しています。このため、必要量を現在の受入れ可能数 867 人（1日3人×289 日）にファミリー・サポート・センター事業による対応分を加える形で設定し、病気の流行期の利用状況等に応じて、必要な対応を行うこととします。

(7) ファミリー・サポート・センター事業（就学児）【かがやき】

単位：人日（年間の利用人数×利用日数）

		実施時期				
		R 7年度	R 8年度	R 9年度	R 10年度	R 11年度
①必要量の見込み		400	400	400	400	400
②確保量		400	400	400	400	400
②－①		0	0	0	0	0

<確保の具体的方策>

支援が必要な児童の送迎など、現在の利用状況に基づく必要量を確保するとともに、引き続き子育て支援員研修を実施するなど、援助会員の確保に取り組みます。

(8) 利用者支援事業【健康・子育て支援室】

【事業概要】 身近な場所で教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業

単位：箇所

		実施時期				
		R 7年度	R 8年度	R 9年度	R 10年度	R 11年度
① 必要量の 見込み	基本型・特定型	15	15	15	15	15
	こどもセンター	1	1	1	1	1
②確保量	基本型・特定型	15	15	15	15	15
	こどもセンター	1	1	1	1	1
②－①	基本型・特定型	0	0	0	0	0
	こどもセンター	0	0	0	0	0

<確保の具体的方策>

健康・子育て支援室と市内15か所ある「まちの保健室」において兼任の職員を配置し、各種子育て支援事業の利用に係る情報提供、相談、支援を行います。

(9) 妊婦健康診査【健康・子育て支援室】

【事業概要】 妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業

単位：人回（年間の利用人数×利用回数）

	実施時期				
	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
①必要量の見込み	4,400	4,400	4,400	4,400	4,400
②確保量	4,400	4,400	4,400	4,400	4,400
②－①	0	0	0	0	0

<確保の具体的方策>

妊婦の健康管理と安心・安全な妊娠・出産に向け、妊娠健康診査受診票を交付し、妊娠期間中14回まで無料で健診が受診できるよう支援を行います。

平成24年度において、年間8,139人回の健康診査を行った実績があり、対応は可能です。

(10) 乳児家庭全戸訪問事業【健康・子育て支援室】

【事業概要】 生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業

単位：人

	実施時期				
	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
①必要量の見込み	360	360	360	360	360
②確保量	360	360	360	360	360
②－①	0	0	0	0	0

<確保の具体的方策>

主任児童委員による乳児家庭への訪問を行い、育児の不安や悩みの聴取、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境等の把握・助言を行います。

平成25年度において、年間674人の乳児家庭訪問を行った実績があり、対応は可能です。

(11) 養育支援訪問事業【健康・子育て支援室】

【事業概要】 養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業

単位：人

	実施時期				
	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
①必要量の見込み	250	250	250	250	250
②確保量	250	250	250	250	250
②－①	0	0	0	0	0

<確保の具体的方策>

平成26年度から取り組んでいる保健師等による産前・産後の相談支援、産後ケアの充実を図る名張版ネウボラ事業等により対応を図ります。

(12) 子育て世帯訪問支援事業【子ども家庭室】

【事業概要】家事、子育て等に対して不安や負担を抱える等の家庭に訪問し、それらの家庭に家事や、子育て、その他必要な支援を実施することにより、子どもの養育環境等を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とする事業

単位：回

	実施時期				
	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
① 必要量の見込み	250	250	250	250	250
② 確保量	250	250	250	250	250
②－①	0	0	0	0	0

<確保の具体的方策>

事業実施が確保できると認められた法人やその他の団体と委託契約を行い、事業を実施します。

1. 関係条例・規則等

(1) 名張市子ども条例

平成18年3月16日条例第14号

最終改正 令和6年3月28日条例第11号

目次

前文

第1章 総則（第1条—第9条）

第2章 子どもの大切な権利とその保障（第10条—第16条）

第3章 子どもの権利の普及（第17条・第18条）

第4章 子どもの健全育成のための施策（第19条—第22条）

第5章 子ども権利委員会（第23条）

第6章 雑則（第24条）

子どもは、かけがえのない大切な宝です。そして、この子どもたちに、名張市の将来を託すことになります。

子どもは、日本国憲法や国際連合で採択された「児童の権利に関する条約」に明記されているように、基本的人権としての自由、平等の権利などとともに、生きる権利、育まれる権利、守られる権利、参加する権利、教育を受ける権利などを有しています。

しかし、子どもを取り巻く環境は大きく変化しており、本市においても、いじめ、児童虐待その他子どもの権利が侵害されるなど、子どもの健全育成の達成には多くの課題が残されています。

今こそ、わたしたち名張市民は、子どもの権利を最大限尊重し、子どもが自らの権利を行使できるよう保障するとともに、健全な育成を社会全体で支えるまちづくりに努めなければなりません。

ここに、わたしたち名張市民の宝である子どもたちが、健やかに生まれ、将来に夢と希望をもって力強く生きることができるよう、この条例を制定します。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、名張市で育つ子どもの最善の利益を尊重し、子どもの権利を保障するとともに、市、市民及び事業者が、子どもを社会の構成員として認め、それぞれの役割を明確にし、社会全体で子どもの成長を支えることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1） 子ども 名張市で育つ18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。

（2） 関係施設 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する児童福祉施設、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する学校その他これに類する施設をいう。

（基本理念）

第3条 市、市民及び事業者は、子どもの権利を尊重し、その保障に努めるとともに、相互に協力し、子どもが安全に安心して暮らし、健全に育つまちづくりに努めなければならない。

（市の役割）

第4条 市は、基本理念にのっとり、子どもを取り巻く状況に充分配慮し、あらゆる施策を推進するものとする。

（市民の役割）

第5条 市民は、子どもが心豊かに育つ生活環境及び教育環境の向上を目指したまちづくりに努めなければならない。

（事業者の役割）

第6条 事業者は、雇用する市民が養育する子ども及び雇用する子どもの権利の保障並びに健全

な育成について市の施策に協力するとともに、子育てをしやすい環境の整備に努めなければならない。

(保護者の役割)

第7条 保護者は、その養育する子どもの権利の保障及び健全な育成に努めるべき第一義的な責任者であること並びに家庭が子どもの成長に大きな役割を果たすことを理解し、子どもの成長に合わせて適切な支援をしなければならない。

(関係施設の役割)

第8条 関係施設の設置者、管理者及び職員（以下「施設関係者」という。）は、市の施策に協力し、その施設において子どもが自ら考え、学べる環境の整備に努めるとともに、保護者その他地域の住民との連携を図り、子どもの自主的な活動が安全に行われるよう配慮しなければならない。

2 施設関係者は、子ども、保護者及び地域の住民に対して施設に関する情報を積極的に提供するとともに、その施設の運営等に関し意見を聴く機会を持つ等、開かれた施設の運営に努めなければならない。

(子どもの役割)

第9条 子どもは、自らの個性を大切にしながら、他人の権利を尊重し、家族、友達及び隣人を大切にし、思いやりとゆとりのある心を持って行動するよう努めなければならない。

第2章 子どもの大切な権利とその保障

(生きる権利)

第10条 子どもは、命が守られ、尊重され、安心して生きる権利を有する。

(育まれる権利)

第11条 子どもは、愛情と理解をもって、成長にふさわしい環境で育まれ、個性と能力の発達に合わせて、適切な指導及び教育を受ける権利を有するとともに、必要な休息、余暇又は遊びの機会を得る権利を有する。

(守られる権利)

第12条 子どもは、安心して育つために、虐待をはじめ、身体的及び精神的に有害な環境から保護される権利を有するとともに、プライバシーが守られ、名誉及び信用が傷つけられないことが保障される。

(参加する権利)

第13条 子どもは、自由に自己の表現や意見を表明する権利を有し、そのための十分な機会が得られ、また仲間づくり及び健全な集いの自由が認められる。

(権利侵害の禁止)

第14条 何人も、子どもの権利を侵害してはならない。

(権利の侵害等からの救済及びその回復)

第15条 市は、権利の侵害を受けた子どもに対する迅速かつ適切な救済及びその回復を図るための具体的な方策を確立しなければならない。

2 子どもは、権利の侵害に関する相談を受けた者は、その解決に必要な者及び関係する機関等と連携し、救済及びその回復に努めなければならない。この場合において、加害者となる子どもがいる場合は、当該子どもに対しても適切な対応に努めるものとする。

3 市は、関係施設及び地域社会等と連携し、虐待、体罰及びいじめの防止並びにその早期発見のための具体的な施策を推進するものとする。

4 施設関係者は、子どもが虐待、体罰及びいじめに関し、安心して相談ができる仕組みの整備を図るとともに、その防止に関する研修等の実施に努めなければならない。

(権利の救済)

第16条 市長の附属機関として、子どもの権利救済委員会（以下「救済委員会」という。）を設置する。

2 何人も、子どもの権利に関する事項について、救済委員会に相談し、又は救済を申し立てることができる。

3 救済委員会は、前項による相談を受けたとき又は救済の申立てを受理したときは、規則の定めるところにより、事案の調査及び審議等を行うものとする。

4 救済委員会は、必要があると認めるときは、関係機関に対し説明を求め、又は書類その他の

公開を求めることができる。

- 5 救済委員会は、必要があると認めるときは、当該申立人、親族等の関係者（以下「関係者」という。）に対し説明を求め、又は関係者の協力を得た上で、書類その他の公開を求めることができる。
- 6 救済委員会は、調査及び審議の結果、必要があると認めるときは、関係機関及び関係者に対して、助言又は是正の要望等を行うことができる。
- 7 救済委員会は、救済の申立てを受理した日から起算して90日以内に、前3項に基づく調査結果及び助言又は是正の要望等があった場合にはその内容を市長に報告するとともに、当該申立人に通知するよう努めなければならない。
- 8 救済委員会は、市長の諮問に応じ、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第28条第1項の規定による調査の結果について調査審議する。
- 9 救済委員会は、学識経験を有する者のうちから市長が任命する委員3名以内で組織する。
- 10 委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任は妨げない。
- 11 前各項に定めるもののほか、救済委員会に関し必要な事項は、規則で定める。

第3章 子どもの権利の普及

（子どもの権利の普及及び啓発）

第17条 市は、子どもの権利について広く市民に理解されるよう努めなければならない。

- 2 市は、家庭教育、幼児教育、学校教育及び社会教育の中で、子どもの権利についての学習等が推進されるよう必要な条件の整備に努めるとともに、市民及び事業者等が子どもの権利について自主的な活動に取り組むことに対し、必要な支援に努めなければならない。
- 3 市は、子どもの権利の保障に職務上関係のある者に対し、子どもの権利についての理解がより深まるよう研修等の機会を提供するものとする。

（子どもの権利を考える週間）

第18条 子どもの権利について市民の関心と理解を深めるとともに、本条例の目的の遂行を検証するため、名張市子どもの権利を考える週間（以下「子ども権利週間」という。）を設ける。

- 2 市は、子ども権利週間に際して、その趣旨にふさわしい事業を実施し、広く市民の参加を求めるものとする。

第4章 子どもの健全育成のための施策

（施策の基本方針）

第19条 市は、子どもの大切な権利が保障され、子どもが心身ともに健全に成長するよう、子どもを取り巻くあらゆる環境を整備することを施策の基本とする。

- 2 市は、子どもが自主的かつ健全にスポーツ、文化、読書等の活動をするための場所づくりに努めるものとする。

（基本計画）

第20条 市は、前条の基本方針に基づき、子どもの健全育成に関する基本計画（以下「基本計画」という。）を作成しなければならない。

- 2 市は、基本計画を作成するにあたっては、子どもから意見を聴くものとする。
- 3 基本計画は、策定後5年ごとに、推進状況等を勘案し、必要があると認めるときは、見直しをするものとする。
- 4 市長は、基本計画の推進状況を毎年、議会へ報告しなければならない。

（市の推進体制）

第21条 市は、子どもの健全育成の施策を総合的に実施するために必要な体制を整備しなければならない。

- 2 市長は、基本計画を計画的に推進するため、市長を本部長とする子ども健全育成推進本部を設置する。

（子ども会議）

第22条 市長は、市政について、子どもの意見を求めるため、子どもの自主的及び自発的な取組により運営される子ども会議を開催する。

- 2 子ども会議は、その主体である子どもが定める方法により、子どもの総意としての意見等をまとめ、市長その他の執行機関に提出することができる。

- 3 市長その他の執行機関は、前項の規定により提出された意見等を尊重しなければならない。
- 4 市長その他の執行機関は、子ども会議にあらゆる子どもの参加が促進され、その会議が円滑に運営されるよう必要な支援を行うものとする。

第5章 子ども権利委員会

(子ども権利委員会)

- 第23条** 市長は、子どもに関する施策の充実を図り、子どもの権利の保障を推進するため、子ども権利委員会を置くものとする。
- 2 子ども権利委員会は、子どもの権利の保障にかかわる総合的かつ計画的な施策について、市長の諮問に応じるとともに、定期的に又は必要に応じて会議を開催し、子どもに関する施策における子どもの権利の保障の状況について調査審議する。
 - 3 子ども権利委員会は、10人以内で構成するものとし、その委員は、人権、教育、福祉等子どもの権利にかかわる分野における学識経験者及び市長が必要と認める者とし、市長が委嘱する。
 - 4 委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任は妨げない。
 - 5 子ども権利委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の子どもの権利に係る者に委員会への出席を求め、子どもの権利の保障について意見を聴くことができる。
 - 6 市長その他の執行機関は、子ども権利委員会の答申又は調査審議の結果を尊重し、必要な措置を講じなければならない。
 - 7 子ども権利委員会の組織及び運営に関して必要なその他の事項は、市長が別に定める。

第6章 雑則

(委任)

- 第24条** この条例に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

(2) 名張市子ども権利委員会規則

平成20年11月25日規則第48号

最終改正 平成28年3月31日規則第18号

(趣旨)

- 第1条** この規則は、名張市子ども条例（平成18年名張市条例第14号）第23条第7項の規定に基づき、名張市子ども権利委員会（以下「権利委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

- 第2条** 権利委員会は条例に定めるもののほか、子どもの健全育成に関する基本計画の策定及び見直しに関するものを行う。

(委員長及び副委員長)

- 第3条** 権利委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、権利委員会を代表する。

- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第4条** 権利委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 権利委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

- 3 権利委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

- 第5条** 権利委員会は、その定めるところにより、部会を設けることができる。

- 2 権利委員会の部会に属させる委員は、委員長が指名する。

(庶務)

- 第6条** 権利委員会の庶務は、福祉子ども部子ども家庭室において行う。

(3) 名張市子どもの権利救済委員会規則

平成20年11月25日規則第49号

最終改正 平成28年3月31日規則第18号

(趣旨)

第1条 この規則は、名張市子ども条例（平成18年条例第14号）第16条第10項の規定に基づき、名張市子どもの権利救済委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員会の職務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌し、子どもの権利に関する事案について救済及びその回復に当たる。

- (1) 子どもの権利の侵害の救済に関すること。
- (2) 子どもの権利の擁護及び権利の侵害の防止に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、子どもの権利の擁護のため必要な制度の改善等の提言に関すること。

(委員)

第3条 委員は、人格が高潔で、社会的信望が厚く、子どもの権利に関し優れた識見を有する者で、前条に規定する委員会の職務の遂行について利害関係を有しないもののうちから、市長が委嘱する。

- 2 市長は、委員が心身の故障のため職務の遂行ができないと認められる場合又は職務上の義務違反その他委員として明らかにふさわしくない行為があると認められる場合を除いては、その委員を解職することができない。

(委員の責務)

第4条 委員は、子どもの利益の擁護者及び代弁者として、本市内の子どもの権利に係る事項についての相談に応じ、又は子どもの権利に関する事案を調査し、公平かつ適切にその職務を遂行しなければならない。

- 2 委員は、その職務の遂行に当たっては、関係する市の機関との連携を図り、相互の職務の円滑な遂行に努めなければならない。
- 3 委員は、その地位を政党又は政治的目的のために利用してはならない。
- 4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(兼職等の禁止)

第5条 委員は、衆議院議員若しくは参議院議員、地方公共団体の議会の議員若しくは長又は政党その他の政治団体の役員と兼ねることができない。

- 2 委員は、本市に対し請負をする企業その他これに準ずる団体の役員と兼ねることができない。

(委員の資格要件及び委嘱)

第6条 次に掲げる者は、第3条第1項に規定する委員の職務の遂行について利害関係を有する者とする。

- (1) 市内の学校の教職員その他の本市の子どもを直接指導することを主たる職務とする職業等に現に従事している者
- (2) 前号の職業等を退いてから5年を経過していない者

(市の機関の責務)

第7条 市の機関は、委員会の職務の遂行に関し、その独立性を尊重し、積極的に協力し、及び援助しなければならない。

(会長)

第8条 委員会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は会務を総務し、委員会を代表する。
- 3 会長に事故あるとき又は欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(事務局)

第9条 権利救済委員会の事務局は、福祉子ども部子ども家庭室に置く。

(子ども相談室)

第10条 権利救済委員会の職務を補助し、子どもの権利の侵害に係る相談又は救済の申立てに応

じるため、名張市子ども相談室（以下「相談室」という。）を福祉子ども部子ども家庭室に置く。

2 相談室に、子どもの権利に関する専門的な知識を有する相談指導業務に従事する職員（以下「子ども相談員」という。）を置く。

3 子ども相談員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

（委任）

第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

（４）名張市子ども健全育成推進本部設置要綱

平成21年6月17日告示第105号

最終改正 令和6年7月22日告示第117号

（趣旨）

第1条 名張市子ども条例（平成18年条例第14号）第21条第2項に規定する子ども健全育成推進本部（以下「推進本部」という。）の組織及び運営について、必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第2条 推進本部は、次に掲げる事務を所掌する。

（１）子どもの健全育成に関する基本計画の推進に関すること。

（２）その他子ども施策の総合的推進に関すること。

（構成）

第3条 推進本部は、本部長及び本部員をもって構成する。

（１）本部長は、市長とする。

（２）本部員は、職務権限規程（昭和51年規程第4号）第23条第3項に規定する庁議の構成員をもって充てる。

（作業部会）

第4条 本部長は、推進本部が所掌する事務について調査、研究、検討又は特定の事務の処理を行うため、必要に応じ、作業部会を置くことができる。

（庶務）

第5条 推進本部の庶務は、福祉子ども部子ども家庭室において行う。

2.「ばりっ子すくすく計画(第6次)」策定経過

年 月	概 要
令和5年 10月	子ども権利委員会(10/17) 1. 子ども条例第2条第3項の改正について 2. ばりっ子すくすく計画(第6次)アンケートについて
令和6年 1月	子ども権利委員会(1/30) 1. 子ども・子育て支援法に基づく利用定員の協議について 2. 子ども条例第2条改正について(子どもの定義の変更) 3. ばりっ子すくすく計画見直しのためのアンケート内容について
5月	アンケート調査実施 実施期間:5/13～5/24 調査対象:小学5年生、中学2年生 回収数: 1,097件 (回収率 84.1%)
8月	子ども・子育て支援庁内検討会(8/14) 子ども権利委員会(8/20) 1. 令和5年度ばりっ子すくすく計画(第5次)関連事業実績報告 2. 令和5年度ばりっ子すくすく計画(第5次)推進事業について 3. ばりっ子すくすく計画の見直しのためのアンケート調査結果及び ばりっ子すくすく計画(第6次)の素案について
9月	子ども・子育て支援庁内検討会(9/24) 子ども権利委員会(9/24) 1. ばりっ子すくすく計画(第6次)の素案について
10月	子ども・子育て支援庁内検討会(10/10) 子ども権利委員会(10/15) 1. ばりっ子すくすく計画(第6次)の素案について 主管室長会議(10/15) 子ども健全育成推進本部(10/21)
11月	教育民生委員会協議会(11/12) パブリックコメント意見募集(11/18～12/17)
令和7年 1月	子ども権利委員会(1/) 1. パブリックコメント意見募集結果について 2. ばりっ子すくすく計画(第6次)策定について 主管室長会議(1/) 子ども健全育成推進本部(1/) 教育民生委員会協議会(1/)

第6次 ばりっ子すくすく計画

～子どもの健全育成に関する基本計画～



発行／名張市

編集／福祉子ども部 子ども家庭室

〒518－0492

三重県名張市鴻之台1番町1番地

電話 0595－63－7594

FAX 0595－64－6898

E-mail kodomokatei@city.nabari.lg.jp